

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

○秋田市市税条例の一部を改正する条例（第16号）…………… 3

規 則

○秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第23号）…………… 4
○秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第24号）…………… 4

公 平 委 規 則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第1号）…………… 4

監 査 委 訓 令

○秋田市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令（第1号）…………… 6

告 示

○秋田市保健所取扱手数料の徴収業務の委託について（第96号）…………… 6
○犬の登録手数料の徴収業務の委託について（第97号）…………… 6
○狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務の委託について（第98号）…………… 6
○秋田市河辺地域活動センター施設使用料等徴収業務の委託について（第99号）…………… 6
○出納員および現金取扱員への委任等について（第100号）…………… 6
○平成23年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について（第101号）…………… 9
○秋田市雄和地域活動センター施設使用料等徴収業務の委託について（第102号）…………… 9
○消費生活センターを定めることについて（第103号）…………… 9
○秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務の委託について（第104号）…………… 9
○秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務の委託について（第105号）…………… 10
○秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務の委託について（第106号）…………… 10
○市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収業務の委任について（第107号）…………… 10
○秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第108号）…………… 10
○チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務の委託について

（第109号）…………… 10
○一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第110号）…………… 10
○空きびん・空きかん等の売払収入徴収事務の委託について（第111号）…………… 10
○秋田市勤労者総合福祉センターにおける住民票等手数料収納業務の委託について（第112号）…………… 10
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第113号）…………… 10
○都市計画の決定について（第114号）…………… 11
○納税通知書の公示送達について（第115号）…………… 11
○平成23年度の地籍調査の指定について（第116号）…………… 11
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第117号）…………… 11
○市道路線認定に関する告示における認定事項の一部変更について（第118号）…………… 11
○市道路線認定に関する告示における認定事項の一部変更について（第119号）…………… 11
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第120号）…………… 12
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第121号）…………… 12
○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第122号）…………… 12
○秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の代表者の変更について（第123号）…………… 12
○後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第124号）…………… 12
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第125号）…………… 13
○放置自転車等の撤去および保管について（第126号）…………… 13
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第127号）…………… 13
○秋田市河辺市民サービスセンターの代表者の変更について（第128号）…………… 13
○後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第129号）…………… 13
○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および変更について（第130号）…………… 14
○介護保険料納入通知書の公示送達について（第131号）…………… 14
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第132号）…………… 14
○医師の指定辞退について（第133号）…………… 14
○介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第134号）…………… 14
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第135号）…………… 15
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第136号）…………… 15
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第137号）…………… 15

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第7号）…………… 15

選 管 告 示

- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について(第10号)15
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票の場所および日時について(第11号)15
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について(第12号)15
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について(第13号)16
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所について(第14号)16
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について(第15号) ...16
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について(第16号)16
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所について(第17号)19
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻について(第18号)22
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者について(第19号) ...22
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙および平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について(第20号)27
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について(第21号)27
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について(第22号)27
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者の変更選任について(第23号)27
- 平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について(第24号)27
- 平成23年 4月16日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面の縦覧について(第25号) ...27
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について(第26号)27
- 任期満了による秋田市議会議員一般選挙について(第27号)27
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について(第28号)27
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について(第29号)28
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務について(第30号)28
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時について(第31号)

-28
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について(第32号)28
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所について(第33号)28
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について(第34号) ...28
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について(第35号)29
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所について(第36号)31
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻について(第37号)34
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について(第38号)34
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について(第39号)38
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者の変更選任について(第40号)39
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者の変更選任について(第41号)39
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における当選した者の氏名および住所について(第42号)39
- 秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の任期満了による総選挙について(第43号)39
- 平成23年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について(第44号)39
- 当選した者の住所の訂正について(第45号)40

農 委 告 示

- 秋田市農業委員会総会の招集について(第6号)40
- 農地等の権利移動の制限について(第7号)40

上 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について(第10号)40
- 指定排水設備工事事業者の指定について(第11号)41
- 指定排水設備工事事業者の廃止について(第12号)41
- 個別排水処理施設の処理区域を定めることについて(第13号)41
- 指定給水装置工事事業者の指定について(第14号)41
- 指定排水設備工事事業者の指定について(第15号)41

選 挙 長 告 示

- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所について(第1号)41
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について(第2号)42
- 平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における候補者の届出について(第3号)42

○秋田市議会議員一般選挙候補者の表の訂正について（第4号）
45

孫選挙長告示

○平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）45

○平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における候補者について（第2号）45

○平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第3号）48

○平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第3号）48

○平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第3号）48

○平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第3号）48

○平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第3号）48

○平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第3号）48

○平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第3号）48

○平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第3号）48

○平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第4号）48

公 告

○入札参加希望者の公募について.....48

○ジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について.....49

○ジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について.....50

○建築協定の廃止の許可について.....53

○入札参加希望者の公募について.....53

○公募型氏名競争入札の執行について.....54

○開発行為に関する工事の完了について.....55

○開発行為に関する工事の完了について.....55

○公募型プロポーザルの実施について.....55

○公募型指名競争入札の実施について.....56

○秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日について.....57

○入札参加希望者の公募について.....57

○農用地利用集積計画の縦覧について.....58

○秋田市立土崎中学校特別教室棟改築工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請について.....58

○秋田市立雄和中学校増改築冷暖房設備工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請について.....60

○市道本田妙法線本田橋架替工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請について.....61

○秋田市立雄和中学校増改築工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請について.....62

○入札参加希望者の公募について.....64

○開発行為に関する工事の完了について.....65

○放置自転車の撤去および保管について.....65

○入札参加希望者の公募について.....65

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について.....66

○入札参加希望者の公募について.....67

○一般競争入札の執行について.....68

○一般競争入札の執行について.....69

○一般競争入札の執行について.....70

○入札参加希望者の公募について.....71

○入札参加希望者の公募について.....72

○入札参加希望者の公募について.....73

○入札参加希望者の公募について.....74

○一般競争入札の執行について.....75

○入札参加希望者の公募について.....76

土地開発公社公告

○秋田市土地開発公社理事会の招集について（第2号）77

条 例

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成23年4月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第16号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

- 第25条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第27条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年度以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。
- 3 第1項前段の場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。
- 4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規

定により適用される第27条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年秋田市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3中

「先物取引の事業・雑所得」を

「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に

改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

17	住居滅失	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められ	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間
----	------	--	----------------------------

を

るとき。

17	住居滅失等	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員および当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間
----	-------	---	----------------------------

に

改め、同表第19号中「災害時において、職員が通勤途上」を「災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上」に改める。

附則に次の1条を加える。

第6条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成23年秋田市規則第24号）の施行の日から平成23年12月31日までの間、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における第14条第1項の表第3号の2および第17条の規定の適用については、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域もしくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同条中「第14条第1項の表各号」とあるのは「第14条第1項の表各号（附則第6条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 平 委 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成23年 4月14日

秋田市公平委員会
委員長 伊 勢 昌 弘

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「政策監」の次に「又は連携推進官」を加える。

別表市長の補助機関の項本庁機関の項中「部長 本部長」を「部長」に、「次長 副本部長」を「次長」に改め、同表市長の補助機関の項短期大学の項中「事務長」を「事務長 担当課長」に改め、同表市長の補助機関の項所属機関の項中

新庁舎建設準備室 室長 参事
子ども育成支援室 室長 副参事

を

新庁舎建設室 室長 参事 副参事
大学設置準備室 大学設置準備室長 次長 参事 副参事

に、

未収金対策室 室長 参事 副参事
地籍調査室 室長 副参事
消費者センター 所長 参事
駅東サービスセンター 所長 参事 副参事
支所 支所長 参事

を

市民相談センター 所長 参事
駅東サービスセンター 所長 副参事
支所 支所長 参事 副参事

に、

地域センター 飯島地域センター所長 御野場地域センター 所長

を

秋田市民交流プラザ管理室 プラザ管理室長 副理事 副参事
斎場 斎場長

に、

福祉事務所 所長 次長
子ども未来センター 所長 所長補佐 副参事

保健所 所長 理事 次長 課長 担当課長 参事 課長補佐 副参事
食肉衛生検査所 所長 参事 副参事

を

福祉事務所 所長 次長 副署長
保健所 所長 次長 課長 担当課長 参事 課長補佐 副参事
食肉衛生検査所 所長 副参事
保健センター 所長 参事 副参事
子ども未来センター 所長 参事 所長補佐

に、

保育所 土崎保育所長
保健センター 所長 参事 副参事

を

保育所 土崎保育所長

に、

秋田駅東地区土地区画整理事務所 室長 所長補佐 副参事
まちづくり整備室 室長 参事 副参事
秋田市民交流プラザ管理室 プラザ管理室長 副理事 参事

を

秋田駅東地区土地区画整理事務所 所長 参事 副参事
まちづくり整備室 室長 参事 副参事

に

改め、同表教育委員会の項教育機関の項中

青少年センター 所長 副所長 副参事
勤労青少年ホーム 所長 副所長 副参事
少年指導センター 所長 副所長 副参事
女性学習センター 所長 副所長

を

勤労青少年ホーム 所長 副所長 副参事
女性学習センター 所長 副所長 副参事

に

改め、同表農業委員会事務局の項中「参事」を「参事 副参事」に改め、同表の備考の1中「および秋田市推進本部規則（平成18

年秋田市規則第4号) および「ならびに秋田市推進本部規則第1条」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 訓 令

秋田市監査委員訓令第1号

秋田市監査委員事務局

秋田市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月28日

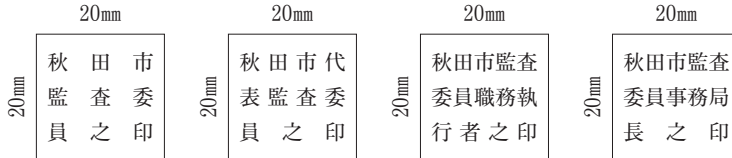
秋田市代表監査委員 福 原 秀 就

秋田市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市監査委員事務局処務規程(昭和39年秋田市監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 監査委員、代表監査委員、監査委員職務執行者および事務局長の公印は次のとおりとする。



附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第96号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田食品衛生協会

会長 横 山 貞 二

秋田市告示第97号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

秋田市告示第98号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

秋田市告示第99号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市河辺地域活動センター施設使用料等徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市東通仲町20番16号

株式会社エイビック

代表取締役 布 施 隆 久

秋田市告示第100号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

課 所 室	委 任 事 務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務および情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務
企画調整課	寄附金の収納に関する事務
情報統計課	入札保証金に関する受領等についての事務
管財課	管財課において取扱う財産売払い収入、財産貸付収入金の収納に関する事務、市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務および市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務

市民税課	市民税課および資産税課で取扱う諸証明書交付手数料、納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取扱うつり銭の出納保管に関する事務
納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税および国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滞納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄抄本手数料の収納に関する事務
東京事務所	寄附金の収納に関する事務
生活総務課	各コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。地縁による団体認可証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務
市民課	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
市民相談センター	コインコピー機に関する費用の徴収についての事務。計量検査手数料の収納に関する事務
土崎支所	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
西部市民サービスセンター	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務。浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務
河辺市民センター	河辺市民センターにおいて取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
課所室	委任事務
河辺市民センター (建設班のみ分)	都市計画図等売払収入に関する事務。諸証明手数料の収納に関する事務
河辺市民センター (守衛分)	河辺市民センターにおいて取扱う使用料の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取扱う税、手数料、使用料およびその他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
雄和市民センター	雄和市民センターにおいて取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
太平地域センター	太平地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
外旭川地域センター	外旭川地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。外旭川地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務

上新城地域センター	上新城地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
御野場地域センター	御野場地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。南地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
上北手地域センター	上北手地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話利用収入の収納に関する事務
下北手地域センター	下北手地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
金足地域センター	金足地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
福祉総務課	災害援護資金貸付元利収入の収納に関する事務。老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
障がい福祉課	心身障害者居室整備資金貸付元利金および身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
介護・高齢福祉課	介護保険料、滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収納に関する事務。老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務
保護第一課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	行旅人の旅費等に関する事務
食肉衛生検査所	食鳥処理事業の申請手数料に関する事務
子ども総務課	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子寡婦福祉資金貸付元利金、助産施設負担金、母子生活支援施設負担金および児童扶養手当の返還金の収納に関する事務。土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務
子ども育成課	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。保育料、滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育料および電話使用料の収納に関する事務
環境総務課	ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、電話料等これらに附帯する収入金の収納に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、えさやり体験収入および寄附金の収納に関する事務
観光物産課	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務
農林総務課	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
市場管理室	秋田市中央卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務
建設総務課	建設総務課および道路建設課において取扱う諸証明手数料、使用料ならびに寄附金の収納に関する事務。市道証明手数料の収納に関する事務。道路占用料および東西歩道橋広告板使用料の収納に関する事務。法定外公共物使用料の収納に関する事務
公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園、へそ公園および竹の花公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金および土地売払収入の徴収に関する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入に関する事務。開発許可等申請手数料の収納に関する事務。屋外広告物等申請手数料の収納に関する事務。屋外広告業登録申請手数料の収納に関する事務
建築指導課	建築申請手数料等の収納に関する事務
住宅整備課	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
秋田市民交流プラザ管理室	市民交流プラザ使用料、複写機使用料および自主事業に関する収入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
会計課	有価証券の出納保管に関する事務
秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課	秋田公立美術工芸短期大学の授業料および校地校舎使用料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の授業料および校地校舎使用料の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の入学検定料、入学料および諸証明手数料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の入学検定料および入学金の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の電話利用収入および複写機利用収入の収納に関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
教育委員会総務課	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
教育研究所	教育研究所の公衆電話使用料の収納に関する事務
文化振興室	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務

スポーツ振興課	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B&G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
中央公民館	中央公民館の使用料の収納に関する事務
土崎公民館	土崎公民館の使用料、土崎体育館の使用料、港北会館、みなと会館および將軍野高齢者学習センターの使用料の収納に関する事務。土崎市民グラウンドの夜間照明設備の使用料に関する事務。土崎公民館および將軍野高齢者学習センターの公衆電話使用料の収納に関する事務
東部公民館	東部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
南部公民館	南部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
北部公民館	北部公民館の使用料の収納に関する事務
太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびにつり銭の出納保管に関する事務
河辺公民館	河辺公民館において取扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
雄和公民館	雄和公民館において取扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
中央図書館明徳館	中央図書館明徳館の公衆電話使用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務
新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
千秋美術館	美術館観覧料、図録頒布収入およびつり銭の出納保管に関する事務
赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料および資料頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御隅櫓および旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。資料頒布収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
文化会館	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料およびつり銭の出納保管に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料、入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第101号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成23年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和地域活動センター施設使用料等徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市河辺和田字高屋敷82番地1
東北ビル管財株式会社 秋田営業所
所長 石 塚 正 喜

秋田市告示第103号

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づき、消費生活センターを次のとおり定めたので、同条第3項の

規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 名称および住所

- (1) 名称 秋田市市民相談センター
- (2) 住所 秋田市山王一丁目1番1号

2 事務を行う日および時間

- (1) 事務を行う日 月曜日から金曜日まで（土曜日、日曜日、祝日および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂2番地1
株式会社秋田県食肉流通公社
代表取締役社長 中 嶋 章

秋田市告示第105号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに委託期間

秋田市雄和妙法字糠塚1番地1

株式会社雄和振興公社

代表取締役 伊 藤 憲 一

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

秋田市告示第106号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに委託期間

秋田市雄和妙法字糠塚1番地1

株式会社雄和振興公社

代表取締役 伊 藤 憲 一

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

秋田市告示第107号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収業務を次の者に委任したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番5号

社団法人 秋田市医師会

会 長 福 島 幸 隆

2 委任の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間

秋田市告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

1 秋田市中通七丁目1番2号

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 成 田 俊 二

2 東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社 ローソンエンターメディア

ライブ・エンタテインメント事業本部長 竹 本 現

3 東京都品川区大崎一丁目11番1号

株式会社 エンタテインメントプラス

代表取締役社長 橋 本 行 秀

秋田市告示第109号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港西三丁目9番15号

株式会社インフォメーションプラザ秋田

代表取締役社長 齋 藤 秋 郎

秋田市告示第110号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

財団法人秋田市総合振興公社

理事長 多 田 正 明

2 委託の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

秋田市告示第111号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、空きびん・空きかん等の売払収入徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

財団法人秋田市総合振興公社

理事長 多 田 正 明

2 委託の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

秋田市告示第112号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市勤労者総合福祉センターに於ける住民票等手数料収納業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号

財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会

理事長 淡 路 孝 次

秋田市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

- 仁井田学園町町内会
- 2 認可年月日
平成10年 4月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 田 村 陽
秋田市仁井田本町四丁目11番17号
変更後 加賀谷 信 也
秋田市仁井田本町四丁目15番10号
- 4 変更年月日
平成23年 3月20日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年 4月 6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 南部ニュータウン大野地区計画
- 2 都市計画を決定する土地の区域
秋田市仁井田字新中島および字大野地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第115号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 4月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度、平成21年度および平成22年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第116号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定に基づいて、秋田県知事が平成23年度における地籍調査として指定したので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成23年 4月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が告示された年月日
平成23年 4月 1日 秋田県告示第178号
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市
- 3 調査地区
(1) 地積測定・地籍簿および原因作成地区

- 秋田市雄和平尾鳥字広面の一部
- 秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部
- (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部
秋田市雄和平尾鳥字長滝の一部
- 4 調査期間
平成23年 4月 1日から平成24年 3月30日まで

秋田市告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成23年 4月11日

秋田市長 穂 積 志

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 4 3 4
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護 ミモザ 秋田市新屋松美町12番13号
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	ヴォルフアート株式会社 秋田県能代市字中柳27番地3 代表取締役 庄 司 祐 一 秋田県能代市字中柳 2 番地26
指定の年月日	平成23年 4月 1日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第118号

市道路線認定に関する告示における認定事項の一部変更について

市道路線認定に関する告示（平成21年 3月25日付け秋田市告示第72号）により認定した事項の一部を次のとおり変更する。

平成23年 4月13日

秋田市長 穂 積 志

1 変更内容

新旧別	整理番号	路 線 名
旧	5 1 0 2 5	四ツ小屋中野 9 号線
新	5 1 0 3 1	

2 変更年月日

平成23年 4月13日

秋田市告示第119号

市道路線認定に関する告示における認定事項の一部変更について

市道路線認定に関する告示（平成21年10月 8日付け秋田市告示第255号）により認定した事項の一部を次のとおり変更する。

平成23年 4月13日

秋田市長 穂 積 志

1 変更内容

新旧別	整理番号	路 線 名
旧	5 1 0 2 6	牛島西三丁目26号線
新	5 1 0 3 2	

2 変更年月日

平成23年 4月13日

秋田市告示第120号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成23年 4月15日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
398	秋田市下浜羽川字下山48番地	大友商店

秋田市告示第121号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 4月15日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成22年度第6期、第7期および第8期国民健康保険税督促状

秋田市告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年 4月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
清水産婦人科 クリニック	秋田市広面字糠塚116番地 1	平成23年 3月1日
遠藤歯科 クリニック	秋田市中通二丁目8番1号 フォンテAKITA4階	平成23年 3月1日
駅前整形外科医院 クリニック・オルト	秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル2階	平成23年 3月22日
医療法人メディカル ユー御所野 アイクリニック	秋田市御所野元町一丁目1 番17号 フレスポ御所野D棟2F	平成23年 3月1日
メンタルクリニック 秋田駅前	秋田市中通二丁目6番44号 ニュー金座街ビル4F	平成23年 4月1日

2 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
イオン薬局御所野店	ジャスコ御所野店薬局	イオン薬局御所野店	平成23年 3月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
上野歯科医院	秋田市保戸野すわ町2番24号	平成23年 2月10日
遠藤歯科 クリニック	秋田市千秋久保田町3番15号三宅ビル3階	平成23年 2月28日
駅前整形外科医院 クリニック・オルト	秋田市千秋久保田町3番15号三宅ビル4F	平成23年 3月19日

秋田市告示第123号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年 4月15日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の名称
秋田市雄和地区北部コミュニティ施設

2 指定管理者
鹿野戸自治会

3 指定管理者の指定年月日
平成23年 3月25日

4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名

変更前 東海林 詔 一
変更後 佐藤 史 郎

5 変更年月日
平成23年 3月28日

6 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第124号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 4月18日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

氏名 渡辺 幸子
住所 秋田市川元小川町4番18号

2 送達する書類

平成23年度（平均22年度相当分）後期高齢者医療保険料額納入通知書

秋田市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市柳町町内会
- 2 認可年月日
平成12年12月8日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 高 橋 和 美
秋田市河辺三内字外川原119番地5
変更後 備 後 正 義
秋田市河辺三内字外川原130番地3
- 4 変更年月日
平成23年1月3日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第126号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成23年4月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 13台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成23年3月1日から同月29日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成23年5月3日から同年11月3日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民整備部交通政策課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
飯島西袋町内会
- 2 認可年月日
平成9年11月14日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 山 形 宏
秋田市飯島西袋三丁目12番5号
変更後 小 柴 進 八
秋田市飯島西袋三丁目8番7号
- 4 変更年月日
平成23年4月3日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第128号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称
秋田市河辺市民サービスセンター
- 2 指定管理者
河辺の郷自治協議会
- 3 指定管理者の指定年月日
平成23年3月31日
- 4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 高 橋 和 美
変更後 加賀谷 芳 春
- 5 変更年月日
平成23年4月16日
- 6 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第129号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年4月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類
平成22年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年4月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
指定居宅介護支援 さくら家	秋田市牛島東二丁目1番9号	平成23年 3月1日
桜の香り ケアプラン	秋田市牛島西三丁目4番16号	平成23年 4月1日
茶話本舗 デイサービス茨島	秋田市茨島七丁目10番6号	平成23年 3月15日
安 生 庵	秋田市手形田中4番34号	平成23年 3月1日
合同会社グレイス	秋田市河辺諸井字下諸井32番地2	平成23年 3月1日

2 変更

名 称	変 更 事 項 (名称・所在地)		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
寿光園居宅介護支援事業所	八橋居宅介護支援事業所 秋田市八橋南一丁目8番2号	寿光園居宅介護支援事業所 秋田市寺内後城6番41号	平成23年4月1日
安生庵	秋田市広面字板橋添40番地17	秋田市手形田中4番34号	平成22年7月10日

秋田市告示第131号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年4月21日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類
平成23年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称
中野上町内会

2 認可年月日
平成22年9月9日

3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 船 川 昭 男
秋田市下新城中野字琵琶沼262番地
変更後 中 川 昭 司
秋田市下新城中野字琵琶沼261番地1

4 変更年月日
平成23年4月3日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第133号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成23年4月26日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 および 診 療 科	辞退する 障害分野	辞退年月日 および 辞退理由
玉川 紀之	秋田県立脳血管研究センター 脳神経外科	肢体不自由	平成23年4月1日 市外勤務のため

秋田市告示第134号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年4月27日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類
平成23年度介護保険料納入通知書
平成23年度介護保険料督促状

秋田市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成23年4月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
鹿野戸町内会
- 2 認可年月日
平成6年8月31日
- 3 変更があった事項およびその内容
主たる事務所の所在地
変更前 秋田市雄和椿川字袖ノ沢44番地
変更前 秋田市雄和椿川字長者屋敷24番地1
代表者の氏名及び住所
変更前 東海林 詔 一
秋田市雄和椿川字袖ノ沢44番地
変更後 佐 藤 史 郎
秋田市雄和椿川字長者屋敷24番地1
- 4 変更年月日
平成23年3月28日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成23年4月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
飯島サンパーク町内会
- 2 認可年月日
平成21年11月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
主たる事務所
変更前 秋田市飯島新町一丁目8番21号
変更後 秋田市飯島新町二丁目9番1号
- 4 変更年月日
平成23年4月27日
- 5 変更の理由
公民館の新築による。

秋田市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成23年4月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
大住町内会
- 2 認可年月日
平成8年6月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 藤 原 洋 助
秋田市大住三丁目9番28号
変更後 佐々木 君 郎

秋田市大住四丁目3番9号

- 4 変更年月日
平成23年4月17日
- 5 変更の理由
役員改選による。

教 委 告 示

秋田市教委告示第7号

平成23年4月8日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。
平成23年4月5日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

付議案件

- 1 平成23年度秋田市の教育について
- 2 職員の人事について承認を求める件

選 管 告 示

秋市選管告示第10号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成23年4月1日 午後5時45分

秋市選管告示第11号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票の場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日時 平成23年4月10日 午後9時15分

秋市選管告示第12号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 開票管理者
秋田市將軍野東三丁目4番34号 工 藤 任 国

2 開票管理者の職務を代理すべき者
秋田市山王二丁目3番10-1301号 古 谷 薫

秋市選管告示第13号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

1 場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

秋市選管告示第14号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

期 日 前 投 票 所 名	所在地	設置する期間
秋 田 市 選 挙 管 理 委 員 会	秋田市山王一丁目2番34号	平成23年4月2日から 平成23年4月9日まで
秋 田 駅 東 西 連 絡 自 由 通 路	秋田市榎山字長沼27番地3	平成23年4月2日から 平成23年4月9日まで
イオンモール秋田	秋田市御野場地蔵田一丁目1番1号	平成23年4月2日から 平成23年4月9日まで
秋 田 市 土 崎 支 所	秋田市土崎港西三丁目10番25号	平成23年4月2日から 平成23年4月9日まで
秋 田 市 西 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	秋田市新屋扇町13番34号	平成23年4月2日から 平成23年4月9日まで
秋 田 市 河 辺 市 民 セ ン タ ー	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	平成23年4月2日から 平成23年4月9日まで
秋 田 市 岩 見 三 内 連 絡 所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	平成23年4月2日から 平成23年4月9日まで
秋 田 市 雄 和 市 民 セ ン タ ー	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	平成23年4月2日から 平成23年4月9日まで
秋 田 市 大 正 寺 連 絡 所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	平成23年4月2日から 平成23年4月9日まで

秋市選管告示第15号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用

する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで (1時間30分繰り下げ)
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで (1時間30分繰り下げ)
秋 田 市 土 崎 支 所	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰り上げ)
秋 田 市 西 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰り上げ)
秋田市河辺市民センター	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰り上げ)
秋田市雄和市民センター	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰り上げ)
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰り上げ)
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰り上げ)

秋市選管告示第16号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同施行令第25条の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

平成23年4月10日執行

秋田県議会議員一般選挙

期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月2日	投 票 管 理 者	秋田市外旭川字野村51番地5	高 橋 キ ン
	職 務 代 理 者	秋田市川元山下町5番3号	二 木 正 行
平成23年 4月3日	投 票 管 理 者	秋田市新屋大川町6番8号	赤根谷 光 昭
	職 務 代 理 者	秋田市川元山下町5番3号	二 木 正 行
平成23年 4月4日	投 票 管 理 者	秋田市新屋元町21番34号	三 川 則 子
	職 務 代 理 者	秋田市川元山下町5番3号	二 木 正 行
平成23年 4月5日	投 票 管 理 者	秋田市新屋勝平町1番47号	渡 辺 トモ子
	職 務 代 理 者	秋田市川元山下町5番3号	二 木 正 行

平成23年 4月6日	投票 管理者	秋田市飯島穀丁6番 3号	長谷川 瑞子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二木 正行
平成23年 4月7日	投票 管理者	秋田市太平中関字寺 中66番地	田口 慎子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二木 正行
平成23年 4月8日	投票 管理者	秋田市土崎南三丁目 9番32号	佐藤 信行
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二木 正行
平成23年 4月9日	投票 管理者	秋田市土崎港北四丁 目1番24号	羽田 みつき
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二木 正行

平成23年4月10日執行
秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月2日	投票 管理者	秋田市飯島穀丁6番 3号	長谷川 瑞子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅原 稔
平成23年 4月3日	投票 管理者	秋田市太平中関字寺 中66番地	田口 慎子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅原 稔
平成23年 4月4日	投票 管理者	秋田市旭南一丁目12 番7-3号	伊藤 矩子
	職務 代理者	秋田市横森一丁目7 番21号	近藤 力
平成23年 4月5日	投票 管理者	秋田市土崎港南三丁目 9番32号	佐藤 信利
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎藤 透
平成23年 4月6日	投票 管理者	秋田市土崎港北四丁 目1番24号	羽田 みつき
	職務 代理者	秋田市飯島松根東町 1番22号	奈良 毅
平成23年 4月7日	投票 管理者	秋田市手形田中13番 17号	谷村 重子
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成23年 4月8日	投票 管理者	秋田市旭南一丁目12 番7-3号	伊藤 矩子
	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣田 和則
平成23年 4月9日	投票 管理者	秋田市柳田字境田19 番地13	佐々木 富美子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅原 稔

平成23年4月10日執行
秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月2日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地1	石塚 小枝子
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台6 番34号	川崎 義則
平成23年 4月3日	投票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字 町屋敷89番地2	佐藤 泰子
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台6 番34号	川崎 義則
平成23年 4月4日	投票 管理者	秋田市河辺松測字東 沢70番地	小林 信子
	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣田 和則
平成23年 4月5日	投票 管理者	秋田市仁井田本町三 丁目14番9号	鎌田 奈緒子
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成23年 4月6日	投票 管理者	秋田市牛島西二丁目 13番31号	石塚 寿香子
	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣田 和則
平成23年 4月7日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字雷谷地39番地33	工藤 ユウ子
	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣田 和則
平成23年 4月8日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地1	石塚 小枝子
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎藤 透
平成23年 4月9日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台23番地	石塚 勝子
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台6 番34号	川崎 義則

平成23年4月10日執行
秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

土崎支所			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月2日	投票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目8番17号	吉田 幸雄
	職務 代理者	秋田市港北新町3番 3号	船木 透
平成23年 4月3日	投票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目8番17号	吉田 幸雄
	職務 代理者	秋田市飯島川端三丁 目9番41号	中島 寿美子
平成23年	投票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目8番17号	吉田 幸雄

4月4日	職務 代理者	秋田市外旭川字堂ノ 前155番地2	小 林 崇 史
平成23年 4月5日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目3番39号	三 浦 誠 一
	職務 代理者	秋田市旭川清澄町1 番17号	佐々木 淳 也
平成23年 4月6日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目3番39号	三 浦 誠 一
	職務 代理者	秋田市高陽青柳町3 番26号	船 木 葉 子
平成23年 4月7日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目3番39号	三 浦 誠 一
	職務 代理者	秋田市下新城中野字 街道端西1番地2	中 川 豊
平成23年 4月8日	投 票 管理者	秋田市土崎港東二丁 目9番34号	加賀谷 俊 雄
	職務 代理者	秋田市港北新町3番 3号	船 木 透
平成23年 4月9日	投 票 管理者	秋田市土崎港東二丁 目9番34号	加賀谷 俊 雄
	職務 代理者	秋田市飯島川端三丁 目9番41号	中 島 寿美子

平成23年4月10日執行
秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

西部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月2日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市新屋扇町3番 6号	三 嶋 るり子
平成23年 4月3日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市牛島南二丁目 8番22号	安 藤 一 夫
平成23年 4月4日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市牛島南二丁目 8番22号	安 藤 一 夫
平成23年 4月5日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市仁井田字中新 田109番地3	藤 原 一 孝
平成23年 4月6日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市川尻みよし町 1番14号	小 松 美 紀
平成23年 4月7日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市広面字大巻2 番地6	長谷部 陽 子
平成23年	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清

4月8日	職務 代理者	秋田市河辺松測字松 測3番地	伊 藤 秀 和
平成23年 4月9日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市山王沼田町10 番11-801号	高 橋 淳 子

平成23年4月10日執行
秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

河辺市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月2日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田下袋60番地1	石 井 稔
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成23年 4月3日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字雷谷地39番地42	佐々木 末 治
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字曲 田18番地1	三 浦 淳 子
平成23年 4月4日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成23年 4月5日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字北 条ヶ崎146番地	豊 島 金 秀
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字曲 田18番地1	三 浦 淳 子
平成23年 4月6日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田82番地2	石 井 繁 男
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成23年 4月7日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成23年 4月8日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字雷谷地39番地42	佐々木 末 治
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成23年 4月9日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田82番地2	石 井 繁 男
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字曲 田18番地1	三 浦 淳 子

平成23年4月10日執行
秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月2日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地3	備 後 正 義
	職務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆

平成23年 4月3日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐藤 昭 久
	職務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二木 文 隆
平成23年 4月4日	投票 管理者	秋田市河辺三内字三 内段74番地 1	佐藤 憲 一
	職務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二木 文 隆
平成23年 4月5日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐藤 昭 久
	職務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二木 文 隆
平成23年 4月6日	投票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地 3	備 後 正 義
	職務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二木 文 隆
平成23年 4月7日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字後 又100番地	佐藤 誠 樹
	職務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二木 文 隆
平成23年 4月8日	投票 管理者	秋田市河辺三内字三 内段74番地 1	佐藤 憲 一
	職務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二木 文 隆
平成23年 4月9日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字二 階淵148番地	石 塚 一 太 郎
	職務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二木 文 隆

平成23年 4月10日執行
秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月2日	投票 管理者	秋田市雄和女米木字 高麓沢1番地	石 井 房 雄
	職務 代理者	秋田市保戸野原の町 12番11号	清 水 英 樹
平成23年 4月3日	投票 管理者	秋田市雄和石田字前 田105番地 1	伊 藤 隆 榮
	職務 代理者	秋田市八橋本町一丁 目 2 番24号	北 橋 美 津 子
平成23年 4月4日	投票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地 1	長谷部 久 夫
	職務 代理者	秋田市山王五丁目 1 番15号	藤 田 靖
平成23年 4月5日	投票 管理者	秋田市雄和椿川字安 養寺67番地 2	佐藤 助 久
	職務 代理者	秋田市新屋豊町10番 44- 3 号	仲 鉢 誠
平成23年 4月6日	投票 管理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田21番地	鎌 田 嘉 一
	職務 代理者	秋田市保戸野原の町 12番11号	清 水 英 樹

平成23年 4月7日	投票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂84番地 1	鈴 木 静 夫
	職務 代理者	秋田市八橋本町一丁 目 2 番24号	北 橋 美 津 子
平成23年 4月8日	投票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地 4	金 千代司
	職務 代理者	秋田市山王五丁目 1 番15号	藤 田 靖
平成23年 4月9日	投票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂143番地 2	加 藤 志 美 雄
	職務 代理者	秋田市新屋豊町10番 44- 3 号	仲 鉢 誠

平成23年 4月10日執行
秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月2日	投票 管理者	秋田市雄和新波字樋 口26番地 3	佐々木 稔
	職務 代理者	秋田市雄和相川字銅 屋310番地 1	渡 邊 和 文
平成23年 4月3日	投票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地 2	池 田 節 子
平成23年 4月4日	投票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 真木屋11番地	齊 藤 良 春
	職務 代理者	秋田市雄和相川字銅 屋310番地 1	渡 邊 和 文
平成23年 4月5日	投票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地 2	池 田 節 子
平成23年 4月6日	投票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開22番地	渡 部 金 一 郎
	職務 代理者	秋田市雄和相川字銅 屋310番地 1	渡 邊 和 文
平成23年 4月7日	投票 管理者	秋田市雄和繁字脇ノ 沢88番地	工 藤 忠 彦
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地 2	池 田 節 子
平成23年 4月8日	投票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 土場30番地	工 藤 金 也
	職務 代理者	秋田市雄和相川字銅 屋310番地 1	渡 邊 和 文
平成23年 4月9日	投票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷166番地	珍 田 智
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地 2	池 田 節 子

秋市選管告示第17号

平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示す

る。

平成23年4月1日

秋田市選挙管理委員会
委員長 工 藤 任 国
投 票 所 一 覧 表

投票区	投票所名	住所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町8番1号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町7番1号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番1号
7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町8番31号
8	のびのび幼稚園	茨島四丁目1番20号
9	秋田市南部公民館	牛島東六丁目4番5号
10	秋田市牛島児童館	牛島東一丁目2番7号
11	秋田市秋田南中学校	南通宮田15番1号
12	秋田市榎山地区コミュニティセンター	榎山南中町1番9号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番1号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目8番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	秋田市立広面小学校	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字オノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地の5
23	秋田市太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地

25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地1
26	秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号
28	秋田市下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地の1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	秋田市上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地2
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号
35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地3
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場2番地の3
37	秋田市勝平児童館	新屋松美町6番1号
38	秋田県立栗田養護学校	新屋栗田町10番10号
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地の7
42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地の1
44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地の1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
50	(旧) 秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地
51	秋田市土崎支所	土崎港西三丁目10番25号

52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号	79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目6番1号	80	秋田市南地区コミュニティセンター	御野場一丁目5番1号
54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目3番1号	81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬前山18番地の2
55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号	82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
56	秋田市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番1号	83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
57	秋田市立寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14番1号	84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番1号
58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地2	85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
59	秋田市将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8番8号	86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号
60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越8番	87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地	88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5番22号	89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号	90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地2
64	秋田市北部公民館	下新城中野字前谷地263番地	91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地1
65	秋田山下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地4	92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地1
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地	93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
67	秋田市上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地の5	94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地2
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下85番地	95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地1
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合7番地	96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地6
70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地の4	97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地2
71	秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台1番地	98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地1
72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地	99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
73	金足東児童室	金足片田字待入109番地	100	式田公民館	河辺和田字式田107番地3
74	秋田市東部公民館	広面字釣瓶町13番地の3	101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地1
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目6番1号	102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号	103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
77	南浜地域活動支援センター	新屋南浜町7番10号	104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地1
78	秋田市役所	山王一丁目1番1号	105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地2

106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋227番地 1
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢土橋45番地 3
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地 3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地 3
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地 1
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	雄和農村環境改善センター	雄和妙法字上大部48番地 1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地

119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地 1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

秋市選管告示第18号

平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 4月 1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時

秋市選管告示第19号

平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同施行令第25条の規定により告示する。

平成23年 4月 1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

平成23年 4月10日執行 秋田県議会議員一般選挙
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 （八橋地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目 3 番25号	片 岡 強
	職務代理者	秋田市八橋畷沼町 3 番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区 （保 戸 野 小 学 校）	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町 7 番15号	松 木 仁
	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地 2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 （秋 田 北 高 等 学 校）	投票管理者	秋田市飯島松根東町 4 番18号	北 島 学
	職務代理者	秋田市千秋北の丸 5 番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区 （八 橋 小 学 校）	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目 9 番 8 号	赤 川 孝 則
	職務代理者	秋田市八橋三和町 4 番24号	菅 井 洋 紀
秋 田 市 第 5 投 票 区 （旭北地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市大町五丁目 5 番 2 号	大 井 晋
	職務代理者	秋田市土崎港東一丁目 6 番 8 号	石 井 實
秋 田 市 第 6 投 票 区 （旭 南 小 学 校）	投票管理者	秋田市川元むつみ町 6 番14号	廣 嶋 禮 治
	職務代理者	秋田市横森五丁目22番12号	南 波 正 志
秋 田 市 第 7 投 票 区 （川 尻 小 学 校）	投票管理者	秋田市川尻上野町 2 番14号	相 場 善 治
	職務代理者	秋田市茨島六丁目 5 番36号	池 端 強 志
秋 田 市 第 8 投 票 区 （のびのび幼稚園）	投票管理者	秋田市茨島二丁目 5 番13号	相 場 文 男
	職務代理者	秋田市寺内大小路 3 番13号	前 田 秀 樹
秋 田 市 第 9 投 票 区 （南 部 公 民 館）	投票管理者	秋田市牛島東七丁目 3 番12号	清 水 川 七 五 三
	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目 5 番52号	伊 藤 清 弥
秋 田 市 第 10 投 票 区 （牛 島 児 童 館）	投票管理者	秋田市御所野元町六丁目17番22号	佐 藤 修
	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋 田 市 第 11 投 票 区 （秋 田 南 中 学 校）	投票管理者	秋田市栖山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理者	秋田市新屋表町10番10号	大 門 哲
秋 田 市 第 12 投 票 区 （楢山地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市大町一丁目 5 番39号	大 高 三 雄
	職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地 2	奈 良 薫

秋 田 市 第 13 投 票 区 (東 小 学 校)	投票管理者	秋田市東通五丁目4番32号	千 葉 克 己
	職務代理人	秋田市御野場五丁目18番7号	阿 部 公 能
秋 田 市 第 14 投 票 区 (中 通 小 学 校)	投票管理者	秋田市中通五丁目9番20-905号	今 野 昇
	職務代理人	秋田市榎山本町10番41号	永 田 誠 一
秋 田 市 第 16 投 票 区 (秋 田 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市下北手松崎字碓6番地6	渡 邊 光 雄
	職務代理人	秋田市手形字扇田28番地3	佐々木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 (広 面 小 学 校)	投票管理者	秋田市手形山北町8番3号	中 田 明 朗
	職務代理人	秋田市大平台四丁目6番地8	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 (旭 川 小 学 校)	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理人	秋田市四ツ小屋字古川敷1番地15	加 藤 育 広
秋 田 市 第 19 投 票 区 (泉 公 民 館)	投票管理者	秋田市泉三嶽根1番57号	石 塚 義 太 郎
	職務代理人	秋田市土崎港北七丁目5番91号	細 川 公 一
秋 田 市 第 20 投 票 区 (添川地域交流センター)	投票管理者	秋田市濁川字蟹子沢106番地	船 木 重 治
	職務代理人	秋田市新屋松美ガ丘東町1番32号	山 本 悦 子
秋 田 市 第 21 投 票 区 (杉 の 木 園)	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地5	高 橋 重 喜
	職務代理人	秋田市広面字板橋添40番地14	伊 藤 功 一
秋 田 市 第 22 投 票 区 (太 平 八 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市太平八田字荒巻159番地3	鎌 田 勇
	職務代理人	秋田市桜ガ丘三丁目13番地29	安 田 光 明
秋 田 市 第 23 投 票 区 (太 平 地 域 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市太平目長崎字滝瀬33番地2	森 合 啓 三
	職務代理人	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 24 投 票 区 (太 平 中 学 校)	投票管理者	秋田市太平中関字平形20番地1	嵯 峨 敏 廣
	職務代理人	秋田市新屋元町13番3号	今 野 工
秋 田 市 第 25 投 票 区 (太 平 館 越 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字稲荷44番地	加 藤 忠 輔
	職務代理人	秋田市太平黒沢字稲荷77番地3	加 藤 幸 人
秋 田 市 第 26 投 票 区 (山 谷 小 学 校)	投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴 木 岩 夫
	職務代理人	秋田市新屋天秤野6番31号	佐々木 修
秋 田 市 第 27 投 票 区 (こまどり幼稚園)	投票管理者	秋田市大住三丁目6番12号	吉 川 英 次
	職務代理人	秋田市山王中島町6番21号	檜 岡 善 治
秋 田 市 第 28 投 票 区 (下北手地域センター)	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴 田 守
	職務代理人	秋田市下北手柳館字前面120番地10	佐々木 俊 一
秋 田 市 第 29 投 票 区 (下北手宝川公民館)	投票管理者	秋田市下北手宝川字堂ヶ下101番地	川 村 俊 春
	職務代理人	秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地	川 村 隆 一
秋 田 市 第 30 投 票 区 (上北手地域センター)	投票管理者	秋田市桜ガ丘一丁目2番地3	前 田 喜 久 男
	職務代理人	秋田市上北手猿田字二ツ寺83番地2	鎌 田 裕
秋 田 市 第 31 投 票 区 (上北手大戸公民館)	投票管理者	秋田市上北手小山田字桜田180番地	佐 藤 文 幸
	職務代理人	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地4	須 田 浩 明
秋 田 市 第 32 投 票 区 (上北手古野公民館)	投票管理者	秋田市上北手古野字脇ノ田15番地	持 主 清 一
	職務代理人	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地2	今 野 芳 夫
秋 田 市 第 33 投 票 区 (農業協同組合教育研修所)	投票管理者	秋田市仁井田小中島2番7号	酒 井 洋 吾
	職務代理人	秋田市牛島南二丁目17番2号	佐々木 毅
秋 田 市 第 34 投 票 区 (仁 井 田 小 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田本町六丁目8番77号	上 村 隆 策
	職務代理人	秋田市仁井田本町四丁目4番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 35 投 票 区 (四ツ小屋駅前公民館)	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林24番地6	岡 俊 彦
	職務代理人	秋田市仁井田字新中島826番地237	高 橋 和 也
秋 田 市 第 36 投 票 区 (四 ッ 小 屋 幼 稚 園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋字笹葉14番地	伊 藤 史
	職務代理人	秋田市御所野元町二丁目7番4号	須 磨 一 郎
秋 田 市 第 37 投 票 区 (勝 平 児 童 館)	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町9番6号	菅 原 由 春
	職務代理人	秋田市飯島道東二丁目1番15号	渡 邊 宏 樹
秋 田 市 第 38 投 票 区 (栗 田 養 護 学 校)	投票管理者	秋田市外旭川字前谷地1番地7	高 橋 明 道
	職務代理人	秋田市大町五丁目6番12号	神 田 清 武
秋 田 市 第 39 投 票 区 (秋 田 西 中 学 校)	投票管理者	秋田市新屋日吉町1番9号	高 野 ト ヨ
	職務代理人	秋田市新屋田尻沢西町2番10号	鈴 木 直 清
秋 田 市 第 40 投 票 区 (西部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高 橋 清
	職務代理人	秋田市豊石岩田坂字碓106番地1	佐 藤 喜 代 隆

秋 田 市 第 41 投 票 区 (浜田内浜田会館)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
	職務代理者	秋田市新屋栗田町17番31号	佐々木 康 雄
秋 田 市 第 42 投 票 区 (浜田地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相 場 義 信
	職務代理者	秋田市榎山金照町6番25-4号	赤 上 智
秋 田 市 第 43 投 票 区 (豊岩石田坂公民館)	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碓130番地	安 田 正 一
	職務代理者	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長 谷 川 洋 一
秋 田 市 第 44 投 票 区 (豊岩地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
	職務代理者	秋田市飯島緑丘町23番48号	田 中 真 人
秋 田 市 第 45 投 票 区 (豊岩小山公民館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
	職務代理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池 田 藤 彦
秋 田 市 第 46 投 票 区 (下浜桂根公民館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地7	佐 藤 洋 一
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目5番4号	伊 藤 弘
秋 田 市 第 47 投 票 区 (下浜長浜公民館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋62番地	伊 藤 正 弘
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊 藤 直 樹
秋 田 市 第 48 投 票 区 (下浜羽川公民館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 金 計 悦
	職務代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
秋 田 市 第 49 投 票 区 (下浜名ヶ沢公民館)	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字坂本68番地	須 田 紀 男
	職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須 田 志 美 男
秋 田 市 第 50 投 票 区 (旧)八田小学校)	投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄
	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地7	佐 藤 誠 晃
秋 田 市 第 51 投 票 区 (土崎支所)	投票管理者	秋田市新屋扇町9番56-2号	佐々木 聡
	職務代理者	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆 莉 博
秋 田 市 第 52 投 票 区 (土崎小学校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中 島 修
	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地4	保 坂 源 栄
秋 田 市 第 53 投 票 区 (港北小学校)	投票管理者	秋田市土崎港北五丁目3番5号	浅 利 信 雄
	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目3番8号	佐 藤 耕 勲
秋 田 市 第 54 投 票 区 (土崎中学校)	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目1番4号	浅 野 勲
	職務代理者	秋田市土崎港北四丁目5番59号	須 磨 良 之
秋 田 市 第 55 投 票 区 (土崎南小学校)	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11番20号	加 賀 谷 敏 春
	職務代理者	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇 佐 美 善 志
秋 田 市 第 56 投 票 区 (将軍野中学校)	投票管理者	秋田市将軍野南一丁目2番3号	鎌 田 金 光
	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目2番12号	鎌 田 尚
秋 田 市 第 57 投 票 区 (寺内小学校)	投票管理者	秋田市寺内児桜一丁目5番19号	古 井 金 壽
	職務代理者	秋田市添川字境内川原41番地7	青 木 健 一
秋 田 市 第 58 投 票 区 (外旭川小学校)	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 銀 逸
	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐 藤 博 幸
秋 田 市 第 59 投 票 区 (将軍野地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目5番7号	佐 藤 久 徳
	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地2	佐 藤 重 徳
秋 田 市 第 60 投 票 区 (市営住宅四ツ谷団地第一集会所)	投票管理者	秋田市将軍野青山町3番39号	小 野 勲 夫
	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 義 郎
秋 田 市 第 61 投 票 区 (笹岡公民館)	投票管理者	秋田市外旭川字家ノ前7番地	関 谷 孝 雄
	職務代理者	秋田市外旭川字家ノ前36番地	中 村 文 清
秋 田 市 第 62 投 票 区 (飯島地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市飯島松根西町9番50号	千 浦 久 義
	職務代理者	秋田市土崎港北六丁目2番16-6号	佐 藤 徳 司
秋 田 市 第 63 投 票 区 (飯島小学校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川23番地	保 坂 徳 勝
	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目9番41号	中 島 誠
秋 田 市 第 64 投 票 区 (北部公民館)	投票管理者	秋田市下新城中字屋越2番地	小 坂 由 太 郎
	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地4	安 田 忠 市
秋 田 市 第 65 投 票 区 (下新城地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市下新城長岡字長岡25番地	安 田 巖
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目6番6号	水 戸 瀬 敏 之
秋 田 市 第 66 投 票 区 (下新城堰根公民館)	投票管理者	秋田市下新城岩城字下向199番地	佐 藤 多 十 郎
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目3番8号	伊 藤 隆
秋 田 市 第 67 投 票 区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城中字堂ノ前150番地1	石 井 武 雄
	職務代理者	秋田市東通一丁目8番28号	佐 川 誠 樹

秋 田 市 第 68 投 票 区 (上 新 城 道 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大 淵 道 雄
	職務代理人	秋田市上新城道川字脇ノ沢21番地2	白 岩 実
秋 田 市 第 69 投 票 区 (上 新 城 小 又 公 民 館)	投票管理者	秋田市上新城小又字熊入沢2番地	齊 藤 貞 義
	職務代理人	秋田市飯島長野中町7番19-11号	佐 藤 弘
秋 田 市 第 70 投 票 区 (金 足 農 業 高 等 学 校)	投票管理者	秋田市金足小泉字瀧向7番地19	奈 良 生 八
	職務代理人	秋田市飯島鼠田三丁目8番24号	奈 良 孝 一
秋 田 市 第 71 投 票 区 (金 足 西 小 学 校)	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台96番地	水 澤 勤
	職務代理人	秋田市金足小泉字上前15番地	奈 良 正 右 衛 門
秋 田 市 第 72 投 票 区 (金 足 地 区 集 会 所)	投票管理者	秋田市金足高岡字稻荷林150番地	齊 藤 忠 一
	職務代理人	秋田市金足浦山字浦山1番地	伊 藤 吉 治
秋 田 市 第 73 投 票 区 (金 足 東 児 童 室)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 浦 隆
	職務代理人	秋田市土崎港相染町字中谷地9番地41	堀 祐 樹
秋 田 市 第 74 投 票 区 (東 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市泉三嶽根7番17号	石 塚 嗣 己
	職務代理人	秋田市広面字屋敷田7番地2	石 川 宏 樹
秋 田 市 第 75 投 票 区 (泉 中 学 校)	投票管理者	秋田市寺内焼山3番31号	村 上 實 代
	職務代理人	秋田市外旭川字山崎3番地1	清 水 幸 代
秋 田 市 第 76 投 票 区 (勝 平 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町2番7号	松 下 秀 博
	職務代理人	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊 藤 武 士
秋 田 市 第 77 投 票 区 (南 浜 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市千秋明德町4番51号	秋 山 修 次
	職務代理人	秋田市高陽青柳町16番38号	堀 正 悦
秋 田 市 第 78 投 票 区 (秋 田 市 役 所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内 藤 克 幸
	職務代理人	秋田市仁井田本町四丁目5番35号	藤 原 健 一
秋 田 市 第 79 投 票 区 (大 住 児 童 館)	投票管理者	秋田市牛島東五丁目7番41号	松 橋 弘 明
	職務代理人	秋田市御野場新町二丁目20番5号	井 上 正 敏
秋 田 市 第 80 投 票 区 (南 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市御野場五丁目7番7号	神 谷 薫
	職務代理人	秋田市四ツ小屋字中野104番地3	佐 々 木 勉
秋 田 市 第 81 投 票 区 (金 足 岩 瀬 公 民 館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字大表27番地2	秋 本 升
	職務代理人	秋田市土崎港東四丁目4番17-19号	佐 藤 高 司
秋 田 市 第 82 投 票 区 (金 足 黒 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三 浦 正 成
	職務代理人	秋田市金足黒川字黒川31番地	三 浦 初
秋 田 市 第 83 投 票 区 (城 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市横森三丁目6番22号	齊 藤 幹 英
	職務代理人	秋田市栖山南中町10番45-2号	工 藤 尚
秋 田 市 第 84 投 票 区 (桜 小 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目8番44号	福 士 啓 三
	職務代理人	秋田市土崎港東二丁目2番17号	桜 庭 静 男
秋 田 市 第 85 投 票 区 (外 旭 川 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市卸町四丁目5番10号	畠 也 志 史
	職務代理人	秋田市土崎港中央三丁目5番27号	浜 田 宏
秋 田 市 第 86 投 票 区 (御 所 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目3番4号	高 橋 博
	職務代理人	秋田市仁井田本町六丁目1番22号	古 谷 大 助
秋 田 市 第 87 投 票 区 (飯 島 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番6号	石 塚 實
	職務代理人	秋田市飯島飯田一丁目3番55号	保 坂 重 巳
秋 田 市 第 88 投 票 区 (御 野 場 中 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地6	佐 藤 寛 次
	職務代理人	秋田市仁井田新田三丁目1番2号	池 田 伸 次
秋 田 市 第 89 投 票 区 (ウ ェ ル ビ ュ ー い ず み)	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目5番1号	鷺 谷 達 夫
	職務代理人	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智
秋 田 市 第 90 投 票 区 (鶴 養 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐 藤 昭 久
	職務代理人	秋田市河辺岩見字鶴養23番地	佐 藤 忠 孝 德
秋 田 市 第 91 投 票 区 (新 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱7番地128	小 林 孝 德
	職務代理人	秋田市河辺岩見字杉沢11番地1	石 塚 三 和
秋 田 市 第 92 投 票 区 (岩 見 三 内 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地3	備 後 正 義
	職務代理人	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二 木 文 隆
秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂 子 淵 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字砂子淵153番地	佐 藤 仁 太 郎
	職務代理人	秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地	石 塚 稔

秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
秋 田 市 第 95 投 票 区 (田尻町内会館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地 1	高 橋 義 見
	職務代理者	秋田市河辺三内字曾場台152番地 2	佐々木 透
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤平ふれあい館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊 志
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神内公民館)	投票管理者	秋田市河辺神内字太田面54番地	伊 藤 秋 夫
	職務代理者	秋田市河辺和田字上中野182番地 2	須 田 俊 夫
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下諸井児童館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字中道278番地 2	境 屋 弘 光
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三町内会公民館)	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北300番地	高 橋 正 昭
	職務代理者	秋田市河辺和田字坂本北575番地 2	熊 谷 直 正
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式田公民館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1	石 井 稔
	職務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木 聡
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河辺総合福祉交流センター)	投票管理者	秋田市河辺和田字北条ケ崎145番地 7	高 橋 長 男
	職務代理者	秋田市河辺和田字下夕川原12番地 3	金 次 男
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒沼多目的共同利用施設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上盤昌155番地	松 田 芳 隆
	職務代理者	秋田市河辺松測字松測 3 番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 103 投 票 区 (河辺戸島ふるさとセンター)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町132番地	長 谷 川 清 正
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地 2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑谷公民館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村55番地	尾 形 秀 金
	職務代理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄和基幹集落センター)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地 3	佐々木 稔
	職務代理者	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加 藤 秀 尚
秋 田 市 第 106 投 票 区 (神ヶ村自治会館)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理者	秋田市雄和新波字新町54番地	藤 原 正 人
秋 田 市 第 107 投 票 区 (萱ヶ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目15番 3 号	池 田 義 高
秋 田 市 第 108 投 票 区 (中ノ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	工 藤 金 也
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
秋 田 市 第 109 投 票 区 (雄和左手子交流センター)	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下134番地	嘉 藤 俊 一
	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐 藤 勇 悦
秋 田 市 第 110 投 票 区 (種沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地 1	鈴 木 静 夫
	職務代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地 1	秋 山 勝
秋 田 市 第 111 投 票 区 (平尾鳥会館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒 井 善 重 郎
	職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地 2	酒 井 志 美 雄
秋 田 市 第 112 投 票 区 (女米木自治会館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢 1 番地	石 井 房 雄
	職務代理者	秋田市雄和繫字宿83番地	斎 藤 盛 又
秋 田 市 第 113 投 票 区 (戸賀沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地 3	佐々木 一 範
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地 1	渡 邊 和 文
秋 田 市 第 114 投 票 区 (相川コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地 4	金 千 代 司
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊 藤 洋 文
秋 田 市 第 115 投 票 区 (高野生活改善センター)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地 1	長 谷 部 久 夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野147番地 1	大 宮 浩 樹
秋 田 市 第 116 投 票 区 (雄和農村環境改善センター)	投票管理者	秋田市雄和石田字前田105番地 1	伊 藤 隆 榮
	職務代理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐 藤 久 一
秋 田 市 第 117 投 票 区 (長者やま荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢 8 番地	堀 井 弘 昭
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢51番地	池 田 實
秋 田 市 第 118 投 票 区 (安養寺児童館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字安養寺67番地 2	佐 藤 助 久
	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地 2	黒 崎 隆 一
秋 田 市 第 119 投 票 区 (本田自治会館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字本田241番地21	永 澤 民 雄
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目 8 番 22 号	安 藤 一 夫
秋 田 市 第 120 投 票 区 (芝野自治会館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台37番地	佐 藤 忠 清
	職務代理者	秋田市雄和椿川字長者屋敷50番地 1	佐 藤 和 也

秋 田 市 第 121 投 票 区 (下 黒 瀬 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐 藤 常 雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地 1	菊 地 義 壽

秋市選管告示第20号

平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙および平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように変更したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成23年 4月 1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

1 秋田市第90投票区

変更後 秋田市河辺岩見字鶴養35番地 佐藤正豊様所有畜舎

変更前 秋田市河辺岩見字鶴養地内 鶴養中丁バス停

2 秋田市第107投票区

変更後 秋田市雄和萱ヶ沢93番地 萱ヶ沢自治会館隣

変更前 秋田市雄和萱ヶ沢92番地 萱ヶ沢自治会館前

秋市選管告示第21号

平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成23年 4月 1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

1 秋田市第37投票区（秋田市勝平児童館）

新 秋田市飯島道東二丁目 1 番15号 渡 邊 宏 樹

旧 秋田市泉一ノ坪15番 1 号 藤 原 昭 彦

2 秋田市第57投票区（秋田市立寺内小学校）

新 秋田市高陽青柳町 2 番17号 佐 藤 曜

旧 秋田市添川字境内川原41番地 7 青 木 健 一

秋市選管告示第22号

平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成23年 4月 3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

秋田市第55投票区（秋田市立土崎南小学校）

新 秋田市下新城小友字猿田沢157番地 宇佐美 喜 志

旧 秋田市下新城小友字猿田沢157番地 宇佐美 善 志

秋市選管告示第23号

平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成23年 4月 6日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

秋田市第16投票区（秋田市立秋田東中学校）

新 秋田市八橋本町二丁目12番28号 石 川 惣 夫

旧 秋田市下北手松崎字碓 6 番地 6

渡 邊 光 雄

秋市選管告示第24号

平成23年 4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成23年 4月 7日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

秋田市第85投票区（秋田市外旭川地区コミュニティセンター）

新 秋田市土崎港西三丁目 1 番 5 号 大 和 良 志

旧 秋田市土崎港中央三丁目 5 番27号 浜 田 宏

秋市選管告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 2 項の規定に基づき、平成23年 4月16日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第 2 項の規定により告示する。

平成23年 4月14日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 期間 平成23年 4月17日 午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成23年 4月16日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

1 50分の 1 の数 5,350人

2 3分の 1 の数 89,161人

秋市選管告示第27号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、任期満了による秋田市議会議員一般選挙を次のとおり行うので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第 5 項の規定により告示する。

平成23年 4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

1 選挙の期日 平成23年 4月24日

2 選挙すべき議員の数 39人

秋市選管告示第28号

平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙

運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号および同条第2項ならびに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第196条の規定により告示する。

平成23年 4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

候補者1人につき 5,636,200円

秋市選管告示第29号

平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 場 所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成23年 4月17日 午後5時10分

秋市選管告示第30号

平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

秋市選管告示第31号

平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、開票事務と併せて行う選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成23年 4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 場 所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日 時 平成23年 4月24日 午後9時15分

秋市選管告示第32号

平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成23年 4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 選挙長
秋田市將軍野東三丁目4番34号 工 藤 任 国
- 2 選挙長の職務を代理すべき者
秋田市山王二丁目3番10-1301号 古 谷 薫

秋市選管告示第33号

平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成23年 4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

期 日 前 投 票 所 名	所在地	設置する期間
秋 田 市 選挙管理委員会	秋田市山王一丁目2番34号	平成23年 4月18日から 平成23年 4月23日まで
秋 田 駅 東西連絡自由通路	秋田市榎山字 長沼27番地3	平成23年 4月18日から 平成23年 4月23日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野 地藏田一丁目 1番1号	平成23年 4月18日から 平成23年 4月23日まで
秋田市土崎支所	秋田市土崎港 西三丁目10番 25号	平成23年 4月18日から 平成23年 4月23日まで
秋田市西部市民 サービスセンター	秋田市新屋扇 町13番34号	平成23年 4月18日から 平成23年 4月23日まで
秋 田 市 河辺市民センター	秋田市河辺和 田字北条ヶ崎 38番地2	平成23年 4月18日から 平成23年 4月23日まで
秋 田 市 岩見三内連絡所	秋田市河辺三 内字外川原34 番地1	平成23年 4月18日から 平成23年 4月23日まで
秋 田 市 雄和市民センター	秋田市雄和妙 法字上大部48 番地1	平成23年 4月18日から 平成23年 4月23日まで
秋 田 市 大正寺連絡所	秋田市雄和新 波字樋口62番 地2	平成23年 4月18日から 平成23年 4月23日まで

秋市選管告示第34号

平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時 (1時間30分繰り下げ)
イオンモール秋田	午前10時から午後8時 (1時間30分繰り下げ)
秋 田 市 土 崎 支 所	午前8時30分から午後5時 (3時間繰り上げ)
秋 田 市 西 部 市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時 (3時間繰り上げ)

秋田市河辺市民センター	午前8時30分から午後5時 (3時間繰り上げ)
秋田市雄和市民センター	午前8時30分から午後5時 (3時間繰り上げ)
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時 (3時間繰り上げ)
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時 (3時間繰り上げ)

秋市選管告示第35号

平成23年4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成23年4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

平成23年4月24日執行

秋田市議会議員一般選挙

期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月18日	投票 管理者	秋田市飯島穀丁6番 3号	長谷川 瑞子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二木 正行
平成23年 4月19日	投票 管理者	秋田市広面字野添78 番地3	田村 知子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二木 正行
平成23年 4月20日	投票 管理者	秋田市高陽青柳町15 番25号	根田 貞子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二木 正行
平成23年 4月21日	投票 管理者	秋田市山王七丁目11 番20号	伊藤 芳高
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二木 正行
平成23年 4月22日	投票 管理者	秋田市手形田中13番 17号	谷村 重子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二木 正行
平成23年 4月23日	投票 管理者	秋田市桜一丁目10番 30号	長谷川 ミオ子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二木 正行

平成23年4月24日執行
秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月18日	投票 管理者	秋田市土崎港南三丁 目9番32号	佐藤 信利
	職務 代理者	秋田市横森一丁目7 番21号	近藤 力
平成23年 4月19日	投票 管理者	秋田市下新城中野字 街道端西89番地109	中川 久美子
	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣田 和則
平成23年 4月20日	投票 管理者	秋田市金足小泉字湯 向102番地5	高橋 恭子
	職務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤坂 徹
平成23年 4月21日	投票 管理者	秋田市新屋大川町6 番8号	赤根谷 光昭
	職務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤坂 徹
平成23年 4月22日	投票 管理者	秋田市広面字野添78 番地3	田村 知子
	職務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤坂 徹
平成23年 4月23日	投票 管理者	秋田市新屋元町21番 34号	三川 則子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅原 稔

平成23年4月24日執行
秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月18日	投票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉藤 一司
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成23年 4月19日	投票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字 町屋敷89番地2	佐藤 泰子
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成23年 4月20日	投票 管理者	秋田市雄和碓田字梵 天野103番地	那須 新一
	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣田 和則
平成23年 4月21日	投票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊藤 智子
	職務 代理者	秋田市飯島松根東町 1番22号	奈良 毅
平成23年	投票 管理者	秋田市牛島東六丁目 7番3号	福岡 瑠美子

4月22日	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣 田 和 則
平成23年 4月23日	投 票 管理者	秋田市河辺松測字東 沢70番地	小 林 信 子
	職 務 代理者	秋田市新屋勝平台6 番34号	川 崎 義 則

平成23年4月24日執行
秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

土崎支所			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月18日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目3番39号	三 浦 誠 一
	職 務 代理者	秋田市外旭川字堂ノ 前155番地2	小 林 崇 史
平成23年 4月19日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目8番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市旭川清澄町1 番17号	佐々木 淳 也
平成23年 4月20日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目8番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市高陽青柳町3 番26号	船 木 葉 子
平成23年 4月21日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目3番39号	三 浦 誠 一
	職 務 代理者	秋田市下新城中野字 街道端西1番地2	中 川 豊
平成23年 4月22日	投 票 管理者	秋田市土崎港東二丁 目9番34号	加賀谷 俊 雄
	職 務 代理者	秋田市港北新町3番 3号	船 木 透
平成23年 4月23日	投 票 管理者	秋田市土崎港東二丁 目9番34号	加賀谷 俊 雄
	職 務 代理者	秋田市飯島川端二丁 目4番8号	筒 井 弘

平成23年4月24日執行
秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

西部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月18日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市牛島南二丁目 8番22号	安 藤 一 夫
平成23年 4月19日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市川尻みよし町 1番14号	小 松 美 紀
平成23年 4月20日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市広面字大巻2 番地6	長谷部 陽 子

平成23年 4月21日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市御野場新町一 丁目12番13号	齊 藤 功 己
平成23年 4月22日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町3番 6号	三 嶋 るり子
平成23年 4月23日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市河辺戸島字七 曲下65番地	高 屋 速 人

平成23年4月24日執行
秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

河辺市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月18日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志
	職 務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成23年 4月19日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字北 条ヶ崎146番地	豊 島 金 秀
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字曲 田18番地1	三 浦 淳 子
平成23年 4月20日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田82番地2	石 井 繁 男
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成23年 4月21日	投 票 管理者	秋田市河辺諸井字中 道278番地2	境 屋 弘 光
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字曲 田18番地1	三 浦 淳 子
平成23年 4月22日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田下袋60番地1	石 井 稔
	職 務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成23年 4月23日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字曲 田18番地1	三 浦 淳 子

平成23年4月24日執行
秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月18日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地3	備 後 正 義
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成23年	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字後 又100番地	佐 藤 誠 樹

4月19日	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆
平成23年 4月20日	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐藤昭久
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆
平成23年 4月21日	投票管理者	秋田市河辺三内字三内段74番地1	佐藤憲一
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆
平成23年 4月22日	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地3	備後正義
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆
平成23年 4月23日	投票管理者	秋田市河辺岩見字二階淵148番地	石塚一太郎
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆

平成23年 4月24日執行
秋田市議会議員一般選挙

期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月18日	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地1	鈴木静夫
	職務代理者	秋田市新屋豊町10番44-3号	仲鉢 誠
平成23年 4月19日	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長谷部 久夫
	職務代理者	秋田市山王五丁目1番15号	藤田 靖
平成23年 4月20日	投票管理者	秋田市雄和石田字前田105番地1	伊藤隆榮
	職務代理者	秋田市保戸野原の町12番11号	清水英樹
平成23年 4月21日	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石井房雄
	職務代理者	秋田市八橋本町一丁目2番24号	北橋美津子
平成23年 4月22日	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金 千代司
	職務代理者	秋田市山王五丁目1番15号	藤田 靖
平成23年 4月23日	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂143番地2	加藤志美雄
	職務代理者	秋田市新屋豊町10番44-3号	仲鉢 誠

平成23年 4月24日執行
秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 4月18日	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福原昭夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地1	渡邊和文
平成23年 4月19日	投票管理者	秋田市雄和碓田字梵天野103番地	那須新一
	職務代理者	秋田市雄和新波字樋口66番地2	池田節子
平成23年 4月20日	投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷169番地	加藤文雄
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地1	渡邊和文
平成23年 4月21日	投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷94番地	岡部賢勇
	職務代理者	秋田市雄和新波字樋口66番地2	池田節子
平成23年 4月22日	投票管理者	秋田市雄和新波字清水木121番地	工藤宗一
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地1	渡邊和文
平成23年 4月23日	投票管理者	秋田市雄和繁字脇ノ沢88番地	工藤忠彦
	職務代理者	秋田市雄和新波字樋口66番地2	池田節子

秋市選管告示第36号

平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成23年 4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工藤任国

投票所一覧表

投票区	投票所名	住 所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町8番1号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町7番1号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番1号

7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町8番31号	35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地3
8	のびのび幼稚園	茨島四丁目1番20号	36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場2番地の3
9	秋田市南部公民館	牛島東六丁目4番5号	37	秋田市勝平児童館	新屋松美町6番1号
10	秋田市牛島児童館	牛島東一丁目2番7号	38	秋田県立栗田養護学校	新屋栗田町10番10号
11	秋田市秋田南中学校	南通宮田15番1号	39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
12	秋田市榎山地区コミュニティセンター	榎山南中町1番9号	40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番1号	41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地の7
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目8番22号	42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地6
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号	43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地の1
17	秋田市立広面小学校	広面字蟹沢29番地	44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1
18	秋田市立旭川小学校	手形字オノ浜63番地	45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地の1
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号	46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地	47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
21	杉の木園	山内字上台15番地2	48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地の5	49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
23	秋田市太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地	50	(旧) 秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地	51	秋田市土崎支所	土崎港西三丁目10番25号
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地1	52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号
26	秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地	53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目6番1号
27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号	54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目3番1号
28	秋田市下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地の1	55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地	56	秋田市立將軍野中学校	將軍野南一丁目12番1号
30	秋田市上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の1	57	秋田市立寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14番1号
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地	58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地2
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地	59	秋田市將軍野地区コミュニティセンター	將軍野南四丁目8番8号
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地2	60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	將軍野堰越8番
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号	61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地

62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町 5 番22号	89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目 2 番 1 号	90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地 2
64	秋田市北部公民館	下新城中野字前谷地263番地	91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地 1
65	秋田市下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地 4	92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地 1
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地	93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
67	秋田市上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地の 5	94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下85番地	95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地 1
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合 7 番地	96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6
70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地の 4	97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地 2
71	秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台 1 番地	98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地 1
72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地	99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
73	金足東児童室	金足片田字待入109番地	100	式田公民館	河辺和田字式田107番地 3
74	秋田市東部公民館	広面字釣瓶町13番地の 3	101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地 1
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目 6 番 1 号	102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号	103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
77	南浜地域活動支援センター	新屋南浜町 7 番10号	104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地 1
78	秋田市役所	山王一丁目 1 番 1 号	105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
79	秋田市大住児童館	仁井田字西瀉敷33番地	106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋227番地 1
80	秋田市南地区コミュニティセンター	御野場一丁目 5 番 1 号	107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地の 2	108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢土橋45番地 3
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地	109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地 3
83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地	110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地 3
84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番 1 号	111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1
85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地	112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目 1 番 1 号	113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目 1 番 2 号	114	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地 1
88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地	115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内

116	雄和農村環境改善センター	雄和妙法字上大部48番地 1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地 1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時

秋市選管告示第38号

平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同施行令第25条の規定により告示する。

平成23年 4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

秋市選管告示第37号

平成23年 4月24日執行の秋田市議会一般選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1

平成23年 4月24日執行 秋田市議会議員一般選挙
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 (八橋地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目 3 番25号	片 岡 強
	職務代理者	秋田市八橋鯨沼町 3 番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区 (保 戸 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町 7 番15号	松 木 仁
	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地 2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 (秋 田 北 高 等 学 校)	投票管理者	秋田市飯島松根東町 4 番18号	北 島 学
	職務代理者	秋田市千秋北の丸 5 番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区 (八 橋 小 学 校)	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目 9 番 8 号	赤 川 孝 則
	職務代理者	秋田市八橋三和町 4 番24号	菅 井 洋 紀
秋 田 市 第 5 投 票 区 (旭北地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町五丁目 5 番 2 号	大 井 晋
	職務代理者	秋田市土崎港東一丁目 6 番 8 号	石 井 實
秋 田 市 第 6 投 票 区 (旭 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市川元むつみ町 6 番14号	廣 嶋 禮 治
	職務代理者	秋田市横森五丁目22番12号	南 波 正 志
秋 田 市 第 7 投 票 区 (川 尻 小 学 校)	投票管理者	秋田市川尻上野町 2 番14号	相 場 善 治
	職務代理者	秋田市茨島六丁目 5 番36号	池 端 強 志
秋 田 市 第 8 投 票 区 (のびのび幼稚園)	投票管理者	秋田市茨島二丁目 5 番13号	相 場 文 男
	職務代理者	秋田市寺内大小路 3 番13号	前 田 秀 樹
秋 田 市 第 9 投 票 区 (南 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市牛島東七丁目 3 番12号	清 水 川 七 五 三
	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目 5 番52号	伊 藤 清 弥
秋 田 市 第 10 投 票 区 (牛 島 児 童 館)	投票管理者	秋田市御所野元町六丁目17番22号	佐 藤 修
	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋 田 市 第 11 投 票 区 (秋 田 南 中 学 校)	投票管理者	秋田市榎山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理者	秋田市榎山城南町 3 番 6 号	大 坂 伸 吉
秋 田 市 第 12 投 票 区 (榎山地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町一丁目 5 番39号	大 高 三 雄
	職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地 2	奈 良 薫
秋 田 市 第 13 投 票 区 (東 小 学 校)	投票管理者	秋田市東通五丁目 4 番32号	千 葉 克 己
	職務代理者	秋田市御野場五丁目18番 7 号	阿 部 公 能
秋 田 市 第 14 投 票 区 (中 通 小 学 校)	投票管理者	秋田市中通五丁目 9 番20-905号	今 野 昇
	職務代理者	秋田市榎山本町10番41号	永 田 誠 一
秋 田 市 第 16 投 票 区 (秋 田 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目12番28号	石 川 惣 夫
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地 3	佐 々 木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 (広 面 小 学 校)	投票管理者	秋田市手形山北町 8 番 3 号	中 田 明 朗
	職務代理者	秋田市大平台四丁目 6 番地 8	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 (旭 川 小 学 校)	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷 1 番地15	加 藤 育 広

秋 田 市 第 19 投 票 区 (泉 公 民 館)	投票管理者	秋田市泉三嶽根 1 番57号	石 塚 義 太 郎
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目 5 番91号	細 川 公 一
秋 田 市 第 20 投 票 区 (添 川 地 域 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市濁川字蟹子沢106番地	船 木 重 治
	職務代理者	秋田市新屋松美ガ丘東町 1 番32号	山 本 悦 子
秋 田 市 第 21 投 票 区 (杉 の 木 園)	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地 5	高 橋 重 喜
	職務代理者	秋田市広面字板橋添40番地14	伊 藤 功 一
秋 田 市 第 22 投 票 区 (太 平 八 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市太平八田字荒巻159番地 3	鎌 田 勇
	職務代理者	秋田市桜ガ丘三丁目13番地29	安 田 光 明
秋 田 市 第 23 投 票 区 (太 平 地 域 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市太平目長崎字滝瀬33番地 2	森 合 啓 三
	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 24 投 票 区 (太 平 中 学 校)	投票管理者	秋田市太平中関字平形20番地 1	嵯 峨 敏 廣
	職務代理者	秋田市新屋元町13番 3 号	今 野 工
秋 田 市 第 25 投 票 区 (太 平 館 越 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字稲荷44番地	加 藤 忠 輔
	職務代理者	秋田市太平黒沢字稲荷77番地 3	加 藤 幸 人
秋 田 市 第 26 投 票 区 (山 谷 小 学 校)	投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴 木 岩 夫
	職務代理者	秋田市新屋天秤野 6 番31号	佐々木 修
秋 田 市 第 27 投 票 区 (こ ま ど り 幼 稚 園)	投票管理者	秋田市大住三丁目 6 番12号	吉 川 英 次
	職務代理者	秋田市山王中島町 6 番21号	檜 岡 善 治
秋 田 市 第 28 投 票 区 (下 北 手 地 域 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴 田 守
	職務代理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地10	佐々木 俊一
秋 田 市 第 29 投 票 区 (下 北 手 宝 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市下北手宝川字堂ヶ下101番地	川 村 俊 春
	職務代理者	秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地	川 村 隆 一
秋 田 市 第 30 投 票 区 (上 北 手 地 域 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市桜ガ丘一丁目 2 番地 3	前 田 喜 久 男
	職務代理者	秋田市上北手猿田字二ツ寺83番地 2	鎌 田 裕
秋 田 市 第 31 投 票 区 (上 北 手 大 戸 公 民 館)	投票管理者	秋田市上北手小山田字桜田180番地	佐 藤 文 幸
	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地 4	須 田 浩 明
秋 田 市 第 32 投 票 区 (上 北 手 古 野 公 民 館)	投票管理者	秋田市上北手古野字脇ノ田15番地	持 主 清 一
	職務代理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地 2	今 野 芳 夫
秋 田 市 第 33 投 票 区 (農 業 協 同 組 合 教 育 研 修 所)	投票管理者	秋田市仁井田小中島 2 番 7 号	酒 井 洋 吾
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番 2 号	佐々木 毅
秋 田 市 第 34 投 票 区 (仁 井 田 小 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田本町六丁目 8 番77号	上 村 隆 策
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目 4 番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 35 投 票 区 (四 ッ 小 屋 駅 前 公 民 館)	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林24番地 6	岡 俊 彦
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地 3	鈴 木 正 人
秋 田 市 第 36 投 票 区 (四 ッ 小 屋 幼 稚 園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋字笹葉14番地	伊 藤 史
	職務代理者	秋田市御所野元町二丁目 7 番 4 号	須 磨 一 郎
秋 田 市 第 37 投 票 区 (勝 平 児 童 館)	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町 9 番 6 号	菅 原 由 春
	職務代理者	秋田市泉ノ一坪15番 1 号	藤 原 昭 彦
秋 田 市 第 38 投 票 区 (栗 田 養 護 学 校)	投票管理者	秋田市外旭川字前谷地 1 番地 7	高 橋 明 道
	職務代理者	秋田市大町五丁目 6 番12号	神 田 清 武
秋 田 市 第 39 投 票 区 (秋 田 西 中 学 校)	投票管理者	秋田市新屋日吉町 1 番 9 号	高 野 ト ヨ
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町 2 番10号	鈴 木 直
秋 田 市 第 40 投 票 区 (西 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市新屋扇町 1 番13号	高 橋 清
	職務代理者	秋田市飯島松根東町 5 番 5 - 3 号	和 田 一 哉
秋 田 市 第 41 投 票 区 (浜 田 内 浜 田 会 館)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊春
	職務代理者	秋田市新屋栗田町17番31号	佐々木 康雄
秋 田 市 第 42 投 票 区 (浜 田 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相 場 義 信
	職務代理者	秋田市榎山金照町 6 番25- 4 号	赤 上 智
秋 田 市 第 43 投 票 区 (豊 岩 石 田 坂 公 民 館)	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碓130番地	安 田 正 一
	職務代理者	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長 谷 川 洋 一
秋 田 市 第 44 投 票 区 (豊 岩 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
	職務代理者	秋田市飯島緑丘町23番48号	田 中 真 人
秋 田 市 第 45 投 票 区 (豊 岩 小 山 公 民 館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
	職務代理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池 田 藤 彦

秋田市第46投票区 (下浜桂根公民館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地7	佐藤洋一
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目5番4号	伊藤弘
秋田市第47投票区 (下浜長浜公民館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋62番地	伊藤正弘
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊藤直樹
秋田市第48投票区 (下浜羽川公民館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金益計悦
	職務代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大友徹
秋田市第49投票区 (下浜名ヶ沢公民館)	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字坂本68番地	須田紀男
	職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須田志美男
秋田市第50投票区 (旧)八田小学校	投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細部芳雄
	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地7	佐藤誠晃
秋田市第51投票区 (土崎支所)	投票管理者	秋田市新屋扇町9番56-2号	佐々木聡
	職務代理者	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆莉博
秋田市第52投票区 (土崎小学校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中島修
	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地4	保坂源栄
秋田市第53投票区 (港北小学校)	投票管理者	秋田市土崎港北五丁目3番5号	浅利信雄
	職務代理者	秋田市將軍野南五丁目3番8号	佐藤耕
秋田市第54投票区 (土崎中学校)	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目1番4号	浅野勲
	職務代理者	秋田市土崎港北四丁目5番59号	須磨良之
秋田市第55投票区 (土崎南小学校)	投票管理者	秋田市將軍野南五丁目11番20号	加賀谷敏春
	職務代理者	秋田市山王七丁目2番14号	山田直
秋田市第56投票区 (將軍野中学校)	投票管理者	秋田市將軍野南一丁目2番3号	鎌田金光
	職務代理者	秋田市將軍野南五丁目2番12号	鎌田尚
秋田市第57投票区 (寺内小学校)	投票管理者	秋田市寺内兒桜一丁目5番19号	古井金壽
	職務代理者	秋田市高陽青柳町2番17号	佐藤曜
秋田市第58投票区 (外旭川小学校)	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野銀逸
	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐藤博幸
秋田市第59投票区 (將軍野地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市將軍野南五丁目5番7号	佐藤久
	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地2	佐藤重徳
秋田市第60投票区 (市営住宅四ツ谷団地第一集会所)	投票管理者	秋田市將軍野青山町3番39号	小野勲夫
	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野義郎
秋田市第61投票区 (笹岡公民館)	投票管理者	秋田市外旭川字家ノ前7番地	関谷孝雅
	職務代理者	秋田市外旭川字家ノ前36番地	中村文清
秋田市第62投票区 (飯島地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市飯島松根西町9番50号	千浦久義
	職務代理者	秋田市土崎港北六丁目2番16-6号	佐藤徳司
秋田市第63投票区 (飯島小学校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川23番地	保坂徳勝
	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目9番41号	中島誠
秋田市第64投票区 (北部公民館)	投票管理者	秋田市下新城中字屋越2番地	小坂由太郎
	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地4	安田忠市
秋田市第65投票区 (下新城地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市下新城長岡字長岡25番地	安田巖
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目6番6号	水戸瀬敏之
秋田市第66投票区 (下新城堰根公民館)	投票管理者	秋田市下新城岩城字下向199番地	佐藤多十郎
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目3番8号	伊藤隆
秋田市第67投票区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城中字堂ノ前150番地1	石井武雄
	職務代理者	秋田市東通一丁目8番28号	佐川誠樹
秋田市第68投票区 (上新城道川公民館)	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大淵道雄
	職務代理者	秋田市上新城道川脇ノ沢21番地2	白岩実
秋田市第69投票区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字熊入沢2番地	齊藤貞義
	職務代理者	秋田市飯島長野中町7番19-11号	佐藤弘
秋田市第70投票区 (金足農業高等学校)	投票管理者	秋田市金足小泉字潟向7番地19	奈良生八
	職務代理者	秋田市飯島嵐田三丁目8番24号	奈良孝一
秋田市第71投票区 (金足西小学校)	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台96番地	水澤勤
	職務代理者	秋田市金足小泉字上前15番地	奈良正右衛門
秋田市第72投票区 (金足地区集会所)	投票管理者	秋田市金足高岡字稻荷林150番地	斉藤忠一
	職務代理者	秋田市金足浦山字浦山1番地	伊藤吉治

秋 田 市 第 73 投 票 区 (金 足 東 児 童 室)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 浦 隆
	職務代理者	秋田市土崎港相染町字中谷地9番地41	堀 祐 樹
秋 田 市 第 74 投 票 区 (東 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市泉三嶽根7番17号	石 塚 嗣 己
	職務代理者	秋田市広面字屋敷田7番地2	石 川 宏 樹
秋 田 市 第 75 投 票 区 (泉 中 学 校)	投票管理者	秋田市寺内焼山3番31号	村 上 實
	職務代理者	秋田市外旭川字山崎3番地1	清 水 幸 代
秋 田 市 第 76 投 票 区 (勝平地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町2番7号	松 下 秀 博
	職務代理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊 藤 武 士
秋 田 市 第 77 投 票 区 (南浜地域活動支援センター)	投票管理者	秋田市千秋明德町4番51号	秋 山 修 次
	職務代理者	秋田市高陽青柳町16番38号	堀 正 悦
秋 田 市 第 78 投 票 区 (秋 田 市 役 所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内 藤 克 幸
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目5番35号	藤 原 健 一
秋 田 市 第 79 投 票 区 (大 住 児 童 館)	投票管理者	秋田市牛島東五丁目7番41号	松 橋 弘 明
	職務代理者	秋田市御野場新町二丁目20番5号	井 上 正 敏
秋 田 市 第 80 投 票 区 (南地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市御野場五丁目7番7号	神 谷 薫
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字中野104番地3	佐々木 勉
秋 田 市 第 81 投 票 区 (金 足 岩 瀬 公 民 館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字大表27番地2	秋 元 升
	職務代理者	秋田市土崎港相染町字中谷地63番地10	広 瀬 忠 広
秋 田 市 第 82 投 票 区 (金 足 黒 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三 浦 正 成
	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川31番地	三 浦 初
秋 田 市 第 83 投 票 区 (城 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市横森三丁目6番22号	齊 藤 幹 英
	職務代理者	秋田市栖山南中町10番45-2号	工 藤 尚
秋 田 市 第 84 投 票 区 (桜 小 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目8番44号	福 士 啓 三
	職務代理者	秋田市土崎港東二丁目2番17号	桜 庭 静 男
秋 田 市 第 85 投 票 区 (外旭川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市卸町四丁目5番10号	畠 也 志 史
	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目5番27号	浜 田 宏
秋 田 市 第 86 投 票 区 (御 所 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目3番4号	高 橋 博
	職務代理者	秋田市仁井田本町六丁目1番22号	古 谷 大 助
秋 田 市 第 87 投 票 区 (飯 島 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番6号	石 塚 實
	職務代理者	秋田市飯島飯田一丁目3番55号	保 坂 重 巳
秋 田 市 第 88 投 票 区 (御 野 場 中 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地6	佐 藤 寛 次
	職務代理者	秋田市仁井田新田三丁目1番2号	池 田 伸 次
秋 田 市 第 89 投 票 区 (ウエルビューいずみ)	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目6番8号	工 藤 喜 根 男
	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智
秋 田 市 第 90 投 票 区 (鶴 養 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐 藤 昭 久
	職務代理者	秋田市河辺岩見字鶴養23番地	佐 藤 忠 孝
秋 田 市 第 91 投 票 区 (新 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱7番地128	小 林 孝 徳
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地1	石 塚 三 和
秋 田 市 第 92 投 票 区 (岩 見 三 内 地 区) (コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地3	備 後 正 義
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二 木 文 隆
秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂 子 淵 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字砂子淵153番地	佐 藤 仁 太 郎
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地	石 塚 稔
秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱 森 生 活 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
秋 田 市 第 95 投 票 区 (田 尻 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地1	高 橋 義 見
	職務代理者	秋田市河辺三内字曾場台152番地2	佐々木 透
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤 平 ふ れ あ い 館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊 志
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神 内 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺神内字太田面54番地	伊 藤 秋 夫
	職務代理者	秋田市河辺和田字上中野182番地2	須 田 俊 夫
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下 諸 井 児 童 館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字中道278番地2	境 屋 弘 光
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一

秋 田 市 第 99 投 票 区 (三 町 内 会 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北300番地	高 橋 正 昭
	職務代理者	秋田市河辺和田字坂本北575番地 2	熊 谷 直 正
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1	石 井 稔
	職務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木 聡
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺和田字北条ケ崎145番地 7	高 橋 長 男
	職務代理者	秋田市河辺和田字下夕川原12番地 3	金 次 男
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒 沼 多 目的 共 同 利 用 施 設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上盤昌155番地	松 田 芳 隆
	職務代理者	秋田市河辺松渕字松渕 3 番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 103 投 票 区 (河 辺 戸 島 ふ る さ と セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町132番地	長 谷 川 清 正
	職務代理者	秋田市河辺戸島字川苗地131番地 2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑 谷 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村55番地	尾 形 秀 金
	職務代理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄 和 基 幹 集 落 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地 3	佐々木 稔
	職務代理者	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加 藤 秀 尚
秋 田 市 第 106 投 票 区 (神 ケ 村 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和神ケ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理者	秋田市雄和新波字新町54番地	藤 原 正 人
秋 田 市 第 107 投 票 区 (萱 ケ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目15番 3 号	池 田 義 高
秋 田 市 第 108 投 票 区 (中 ノ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字土場30番地	工 藤 金 也
	職務代理者	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢37番地	佐々木 俊 郎
秋 田 市 第 109 投 票 区 (雄 和 左 手 子 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下134番地	嘉 藤 俊 一
	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐 藤 勇 悦
秋 田 市 第 110 投 票 区 (種 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地 1	鈴 木 静 夫
	職務代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地 1	秋 山 勝
秋 田 市 第 111 投 票 区 (平 尾 鳥 会 館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒 井 善 重 郎
	職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地 2	酒 井 志 美 雄
秋 田 市 第 112 投 票 区 (女 米 木 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高滝沢 1 番地	石 井 房 雄
	職務代理者	秋田市雄和繫字宿83番地	斎 藤 盛 又
秋 田 市 第 113 投 票 区 (戸 賀 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地 3	佐々木 一 範
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地 1	渡 邊 和 文
秋 田 市 第 114 投 票 区 (相 川 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地 4	金 千 代 司
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊 藤 洋 文
秋 田 市 第 115 投 票 区 (高 野 生 活 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地 1	長 谷 部 久 夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野147番地 1	大 宮 浩 樹
秋 田 市 第 116 投 票 区 (雄 和 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和石田字前田105番地 1	伊 藤 隆 榮
	職務代理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐 藤 久 一
秋 田 市 第 117 投 票 区 (長 者 や ま 荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢 8 番地	堀 井 弘 昭
	職務代理者	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢51番地	池 田 實 久
秋 田 市 第 118 投 票 区 (安 養 寺 児 童 館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字安養寺67番地 2	佐 藤 助 久
	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地 2	黒 崎 隆 一
秋 田 市 第 119 投 票 区 (本 田 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字本田241番地21	永 澤 民 雄
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目 8 番22号	安 藤 一 夫
秋 田 市 第 120 投 票 区 (芝 野 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台37番地	佐 藤 忠 清
	職務代理者	秋田市雄和椿川字長者屋敷50番地 1	佐 藤 和 也
秋 田 市 第 121 投 票 区 (下 黒 瀬 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐 藤 常 雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地 1	菊 地 義 壽

秋市選管告示第39号

平成23年 4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年秋市選管告示第36号）第7条の規定により告示する。

平成23年 4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成23年 4月17日
午後 5 時40分

秋市選管告示第40号

平成23年4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同施行令第25条の規定により告示する。

平成23年4月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

秋田市選挙管理委員会

平成23年4月21日

新 秋田市旭南一丁目12番7-3号 伊 藤 矩 子

旧 秋田市山王七丁目11番20号 伊 藤 芳 高

秋市選管告示第41号

平成23年4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成23年4月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

1 秋田市第89投票区（ウェルビューいずみ）

新 秋田市泉菅野一丁目5番1号 鷲 谷 達 夫

旧 秋田市泉菅野一丁目6番8号 工 藤 喜根男

秋市選管告示第42号

平成23年4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりである。

平成23年4月25日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 秋田市手形字中台59番地99 佐藤 広 久
秋田市金足下刈字前田22番地2 小 原 譲
秋田市下浜羽川字二十町73番地 小 林 一 夫
秋田市上北手大戸字関上218番地1 佐藤 宏 悦
秋田市中通六丁目15番13号 川 口 雅 丈
秋田市新屋松美が丘南町2番8号 相 原 政 志
秋田市河辺岩見字萱森留見瀬24番地6 小野寺 誠
秋田市八橋大沼町15番30号 小 松 健
秋田市御所野地蔵田二丁目8番5号 鳥 井 修
秋田市雄和種沢字沼田47番地 伊 藤 巧 一
秋田市上新城五十丁字大村屋敷109番地 渡 邊 良 雄
秋田市新屋扇町13番7号 赤 坂 光 一
秋田市雄和椿川字方福97番地 佐藤 純 子
秋田市山王中園町11番40号 渡 邊 正 宏
秋田市土崎港中央七丁目6番40号 加賀屋 千鶴子
秋田市下北手松崎字家ノ前209番地6 鎌 田 修 悦
秋田市雄和新波字樋口9番地1 工 藤 四 郎
秋田市手形山中町10番16号 見 上 万里子
秋田市仁井田字大野143番地3 石 塚 秀 博
秋田市御野場七丁目1番12-201号 工 藤 新 一
秋田市仁井田字中新田115番地1 相 場 金 二
秋田市八橋本町四丁目1番20号 岩 谷 政 良
秋田市仁井田福島二丁目7番17号 堀 井 明 美
秋田市泉南三丁目8番26号 今 川 雄 策
秋田市土崎港西三丁目1番41号 佐 原 孝 夫

- 秋田市飯島鼠田三丁目5番19号 菅 原 琢 哉
秋田市牛島南二丁目1番13号 小 木 田 喜 美 雄
秋田市雄和芝野新田字中台46番地 齋 藤 善 悦
秋田市御所野地蔵田二丁目4番4号 松 田 豊 臣
秋田市土崎港中央一丁目12番18号 倉 田 芳 浩
秋田市仁井田本町一丁目15番3号 花 田 清 美
秋田市四ツ小屋字笹場9番地 伊 藤 一 榮
秋田市河辺岩見字萱森29番地1 佐 藤 哲 治
秋田市寺内鶴ノ木3番14号 長 澤 孝 政
秋田市保戸野桜町5番17-101号 鈴 木 知
秋田市飯島文京町2番3号 成 沢 淳 子
秋田市外旭川字神田573番地6 齊 藤 勝
秋田市茨島二丁目11番48号 芦 田 晃 敏
秋田市寺内後城11番3号 津 谷 聡

秋市選管告示第43号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成23年4月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 選挙の期日 平成23年5月4日
2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
3 選挙区および選挙すべき総代の数
第1選挙区 6人
第2選挙区 7人
第3選挙区 6人
第4選挙区 4人
第5選挙区 6人
第6選挙区 6人
第7選挙区 6人
第8選挙区 7人

秋市選管告示第44号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第8条第7項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成23年4月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

Table with 4 columns: 選挙区, 区分, 住 所, 氏 名. Contains election details for the 1st district.

第 2 選挙区	選挙長	秋田市柳田字柳田64番地	佐々木 久四郎
	職務 代理人	秋田市柳田字馬上田11番地	鎌 田 重 憲
	選 挙 立会人	秋田市柳田字石神41番地1	鎌 田 光 春
	選 挙 立会人	秋田市柳田字佐渡端59番地	鎌 田 鉄之助
第 3 選挙区	選挙長	秋田市太平八田字藤ノ崎3番地1	鎌 田 日出冬
	職務 代理人	秋田市太平八田字八田194番地7	鎌 田 進
	選 挙 立会人	秋田市太平八田字八田187番地	鎌 田 諄
	選 挙 立会人	秋田市太平八田字八田170番地	鎌 田 隆 悦
第 4 選挙区	選挙長	秋田市太平八田字上八田7番地	永 井 英 夫
	職務 代理人	秋田市太平八田字上八田160番地1	佐 藤 太 郎
	選 挙 立会人	秋田市太平八田字堂ノ前31番地	阿 部 留 壽
	選 挙 立会人	秋田市太平八田字堂ノ前35番地1	櫻 田 明 雄
第 5 選挙区	選挙長	秋田市太平目長崎字目長崎134番地	佐々木 一 郎
	職務 代理人	秋田市太平目長崎字本町41番地	佐々木 欽 一
	選 挙 立会人	秋田市太平目長崎字古町1番地3	佐々木 貞 助
	選 挙 立会人	秋田市太平目長崎字上目長崎220番地	嵯 峨 茂 雄
第 6 選挙区	選挙長	秋田市太平中関字本宿5番地	森 合 周 市
	職務 代理人	秋田市太平中関字川原105番地	村 井 専 一
	選 挙 立会人	秋田市太平中関字寺中20番地	佐々木久右衛門
	選 挙 立会人	秋田市太平中関字寺中156番地	加 藤 甚兵衛
第 7 選挙区	選挙長	秋田市太平黒沢字野崎62番地	渡 邊 信 夫
	職務 代理人	秋田市太平黒沢字館越64番地	嵯 峨 恭 榮
	選 挙 立会人	秋田市太平黒沢字稻荷54番地	利 部 長 榮
	選 挙 立会人	秋田市太平寺庭166番地	利 部 敏
第 8 選挙区	選挙長	秋田市太平山谷字野田15番地	鎌 田 正
	職務 代理人	秋田市太平山谷字上皿見内101番地	佐 藤 幸 雄
	選 挙 立会人	秋田市太平山谷字地主46番地	鈴木 一右エ門

選 挙 立会人	秋田市太平山谷字十三岱109番地1	鈴 木 孫 敏
------------	-------------------	---------

秋市選管告示第45号

平成23年4月25日付けの公職選挙法（昭和25年法律第100号）の第101条3第2項の規定に基づく秋市選管告示第42号を次のとおり訂正する。

平成23年4月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

訂正内容

当選した者の住所32行目中「字笹場」を「字笹葉」に訂正する。

農 委 告 示

秋田市農委告示第6号

平成23年4月15日午後3時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成23年4月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（7件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成23年度第1号）に関する件
- 4 平成23年度主要事業に関する件
- 5 下限面積の見直しにおける別段面積の設定に関する件
- 6 新規参入者に対する指導要綱を設定する件
- 7 秋田市農業委員の辞任について同意を求める件（4件）

秋田市農委告示第7号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号および農地法施行規則第20条第2項の規定に基づき、秋田市における農地等の権利移動の制限に関して、秋田市農業委員会が定める下限面積の別段の面積は下記のとおりとするので、同号の規定により告示する。

平成23年4月21日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 秋田市の農地等の権利移動の制限に関して、下限面積を30アールとし、その範囲は秋田市全域とする。
- 2 ただし、野菜等の集約的な栽培に供する場合や市街化区域の農地等の場合は、10アールとする。
- 3 この下限面積は、平成23年5月1日から施行する。

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成23年4月4日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社 能登谷工務所	能登谷正人	秋田市旭南三丁目3番30号

2 指定年月日

平成23年4月1日

秋田市上下水道局告示第11号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成23年4月4日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社 能登谷工務所	能登谷正人	秋田市旭南三丁目3番30号

2 指定年月日

平成22年4月1日

秋田市上下水道局告示第12号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成23年4月5日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
佐々木水道	佐々木 勇	秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢40番地1

2 廃止年月日

平成23年3月30日

秋田市上下水道局告示第13号

次の区域を秋田市個別排水処理施設の処理区域として定めたので、秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成23年4月13日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 処理区域

地域区分	区 域
秋田地域	秋田市太平字中関字川原、字寺中、字下館、字宮沢および字本宿の各一部
	秋田市太平八田字鶯越および字寺野の各一部
	秋田市太平目長崎字沼田の一部
	秋田市太平山谷字皿見内沢の各一部

河辺地域	秋田市太平山谷字中山谷の一部
	秋田市太平山谷字横道の一部
	秋田市浜田字滝ノ原の一部
	秋田市下浜桂根字浜田の一部
秋田市河辺諸井字大部の一部	

2 関係図面の縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局下水道建設課

3 縦覧の期間

平成23年4月18日から同年5月1日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成23年4月18日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社 秋田衛生社	篠田 和夫	秋田市榎山川口境18番11号

2 指定年月日

平成23年4月14日

秋田市上下水道局告示第15号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成23年4月18日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社 秋田衛生社	篠田 和夫	秋田市榎山川口境18番11号

2 指定年月日

平成23年4月14日

選挙長告示

選挙長告示第1号

平成23年4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定により告示する。

平成23年4月17日

秋田市議会議員一般選挙

選挙長 工 藤 任 国

1 平成23年4月17日 午前8時30分から正午まで

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所正庁
 2 平成23年4月17日 正午から午後5時まで
 秋田市山王一丁目2番34号 秋田市選挙管理委員会

1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
 秋田市選挙管理委員会事務局
 2 日時 平成23年4月21日
 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所をおよび日時を次のとおりとするので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成23年4月17日

秋田市議会議員一般選挙

選挙長 工 藤 任 国

選挙長告示第3号

平成23年4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定により告示する。

平成23年4月17日

秋田市議会議員一般選挙

選挙長 工 藤 任 国

秋田市議会議員一般選挙候補者

届出番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍 所		生年月日	党派別	職 業
		届 出 の 別			住 所				
1	平成23年 4月17日	佐 藤 広 久 (佐 藤 広 久)		男	秋田県秋田市手形字中台59番地99		昭和27年 11月5日	日 本 共 産 党	政 党 役 員
		本 人 届 出			秋田市手形字中台59番地99				
2	平成23年 4月17日	小 原 ゆ ず る (小 原 ゆ ず る)		男	秋田県湯沢市倉内字根開34番地		昭和17年 4月3日	無 所 属	無 職
		本 人 届 出			秋田市金足下刈字前田22番地2				
3	平成23年 4月17日	小 林 一 夫 (小 林 一 夫)		男	秋田県秋田市下浜羽川字二十町73番地		昭和27年 2月7日	無 所 属	市 議 会 議 員
		本 人 届 出			秋田市下浜羽川字二十町73番地				
4	平成23年 4月17日	佐 藤 こうえつ (佐 藤 宏 悦)		男	秋田県秋田市上北手大戸字堀ノ内32番地		昭和27年 10月9日	無 所 属	会 社 役 員
		本 人 届 出			秋田市上北手大戸字関上218番地1				
5	平成23年 4月17日	川 口 まさたけ (川 口 雅 丈)		男	秋田県秋田市中通六丁目15番		昭和46年 10月18日	無 所 属	会 社 役 員
		本 人 届 出			秋田市中通六丁目15番13号				
6	平成23年 4月17日	相 原 まさし (相 原 政 志)		男	秋田県秋田市新屋松美ガ丘南町2番		昭和19年 12月7日	無 所 属	団 体 役 員
		本 人 届 出			秋田市新屋松美ガ丘南町2番8号				
7	平成23年 4月17日	小 野 寺 ま こと (小野寺 誠)		男	秋田県秋田市河辺三内字飛沢上段29番地		昭和32年 1月9日	自 由 民 主 党	市 議 会 議 員
		本 人 届 出			秋田市河辺岩見字萱森留見瀬24番地6				
8	平成23年 4月17日	小 松 た け る (小 松 健)		男	秋田県秋田市八橋大沼町15番		昭和21年 6月25日	無 所 属	N P O 法 人 理 事 長
		本 人 届 出			秋田市八橋大沼町15番30号				
9	平成23年 4月17日	鳥 井 お さ む (鳥 井 修)		男	東京都江戸川区南小岩一丁目990番地		昭和42年 10月6日	無 所 属	会 社 員
		本 人 届 出			秋田市御所野地藏田二丁目8番5号				
10	平成23年 4月17日	佐 藤 ゆういち (佐 藤 勇 一)		男	秋田県秋田市雄和田草川字本田55番		昭和26年 3月19日	無 所 属	総 合 型 スポ ツ ク ラ ブ マ ネ ー ジ ャ ー
		本 人 届 出			秋田市雄和田草川字本田120番地				
11	平成23年 4月17日	伊 藤 こういち (伊 藤 巧 一)		男	秋田県秋田市雄和種沢字沼田47番地		昭和35年 8月8日	無 所 属	農 業
		本 人 届 出			秋田市雄和種沢字沼田47番地				
12	平成23年 4月17日	渡 辺 よ し お (渡 邊 良 雄)		男	秋田県秋田市上新城五十丁字大村屋敷190番地		昭和18年 2月20日	無 所 属	農 業
		本 人 届 出			秋田市上新城五十丁字大村屋敷190番地				

13	平成23年 4月17日	あか 坂 光 一 (赤 坂 光 一)	男	秋田県秋田市新屋扇町281番地 1	昭和13年 1月14日	無所属	市議会 議員
		本人届出		秋田市新屋扇町13番 7 地			
14	平成23年 4月17日	くまがい 重 隆 (熊 谷 重 隆)	男	秋田県秋田市河辺北野田高屋字前田19番地 1	昭和22年 10月 5 日	無所属	農 業
		本人届出		秋田市河辺北野田高屋字雷谷地47番地 2			
15	平成23年 4月17日	さとう 純 子 (佐 藤 純 子)	女	秋田県秋田市雄和椿川字方福97番地	昭和31年 6月27日	日 本 共産党	政 党 役 員
		本人届出		秋田市雄和椿川字方福97番地			
16	平成23年 4月17日	いし 岡 だいすけ (石 岡 大 輔)	男	秋田県秋田市御野場二丁目13番	昭和55年 8月 9 日	無所属	無 職
		本人届出		秋田市御野場二丁目13番 4 号			
17	平成23年 4月17日	ふじ 藤 正 義 (藤 田 正 義)	男	秋田県秋田市新屋寿町320番地118	昭和18年 12月 6 日	社 会 民主党	無 職
		本人届出		秋田市太平目長崎字上目長崎200番地 3			
18	平成23年 4月17日	ふじえだ 隆 博 (藤 枝 隆 博)	男	秋田県秋田市新屋大川町16番	昭和31年 5月30日	無所属	会 社 員
		本人届出		秋田市新屋大川町16番 1 号			
19	平成23年 4月17日	わた なべ まさひろ (渡 邊 正 宏)	男	秋田県秋田市川尻町字総社前80番地	昭和31年 1月 4 日	無所属	会 社 役 員
		本人届出		秋田市山王中園町11番40号			
20	平成23年 4月17日	か が や ちづ 子 (加賀屋 千鶴子)	女	秋田県秋田市土崎港中央七丁目 6 番	昭和36年 12月14日	日 本 共産党	政 党 役 員
		本人届出		秋田市土崎港中央七丁目 6 番40号			
21	平成23年 4月17日	か ま 田 修 悦 (鎌 田 修 悦)	男	秋田県秋田市手形からみでん113番地 1	昭和21年 3月24日	自 由 民主党	会 社 役 員
		本人届出		秋田市下北手松崎字家ノ前209番地 6			
22	平成23年 4月17日	く 工 藤 しろ 四 郎 (工 藤 四 郎)	男	秋田県秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢89番地	昭和16年 9月 2 日	無所属	会 社 役 員
		本人届出		秋田市雄和新波字樋口 9 番地 1			
23	平成23年 4月17日	よね 塚 か つ み (米 塚 勝 美)	男	秋田県秋田市添川字添川141番地	昭和24年 9月11日	無所属	無 職
		本人届出		秋田市添川字添川141番地			
24	平成23年 4月17日	み 上 ま り 子 (見 上 万 里 子)	女	秋田県秋田市手形山中町10番地176	昭和45年 4月 2 日	民 主 党	無 職
		本人届出		秋田市手形山中山町10番16号			
25	平成23年 4月17日	いし 塚 ひ で ひ ろ (石 塚 秀 博)	男	秋田県秋田市仁井田字大野143番地 3	昭和34年 3月 2 日	公 明 党	市議会 議員
		本人届出		秋田市仁井田字大野143番地 3			
26	平成23年 4月17日	く 工 藤 しん 新 一 (工 藤 新 一)	男	秋田県秋田市御野場七丁目 1 番	昭和32年 1月 1 日	社 会 民主党	団 体 職 員
		本人届出		秋田市御野場七丁目 1 番12-201号			
27	平成23年 4月17日	すが わら ひ ろ お (菅 原 弘 夫)	男	秋田県秋田市牛島字大野中道上段98番地	昭和16年 9月 3 日	無所属	自 営 業
		本人届出		秋田市大住三丁目 3 番43号			
28	平成23年 4月17日	わた なべ たつ ひと (渡 邊 達 仁)	男	秋田県秋田市上新城五十丁字小林139番地	昭和56年 12月22日	無所属	農 業
		本人届出		秋田市上新城五十丁字小林139番地			
29	平成23年 4月17日	あい ば きん 金 二 (相 場 金 二)	男	秋田県秋田市仁井田字中新田115番地 1	昭和 7 年 7月 1 日	無所属	農 業
		本人届出		秋田市仁井田字中新田115番地 1			
30	平成23年 4月17日	い わ や まさ 政 良 (岩 谷 政 良)	男	秋田県秋田市八橋本町四丁目40番地	昭和24年 1月 3 日	無所属	市議会 議員
		本人届出		秋田市八橋本町四丁目 1 番20号			

31	平成23年 4月17日	ほりいあけみ 堀井明美	女	秋田県秋田市仁井田福島二丁目215番地	昭和21年 7月14日	公明党	市議会 議員
		本人届出		秋田市仁井田福島二丁目7番17号			
32	平成23年 4月17日	いまかわゆうさく 今川雄策	男	秋田県秋田市泉南三丁目8番	昭和47年 7月13日	無所属	市議会 議員
		本人届出		秋田市泉南三丁目8番26号			
33	平成23年 4月17日	さはらたかお夫 (佐原孝夫)	男	秋田県秋田市土崎港永覚町25番地	昭和17年 4月12日	無所属	会社員 役員
		本人届出		秋田市土崎港西三丁目1番41号			
34	平成23年 4月17日	すがわらたくや (菅原琢哉)	男	秋田県秋田市飯島鼠田三丁目32番地138	昭和35年 1月2日	無所属	無職
		本人届出		秋田市飯島鼠田三丁目5番19号			
35	平成23年 4月17日	さか賀まさみ (佐賀正美)	男	秋田県秋田市豊岩小山字神田93番地	昭和25年 1月13日	国民 新党	無職
		本人届出		秋田市川尻若葉町4番23号			
36	平成23年 4月17日	こきたきみお (小木田喜美雄)	男	秋田県大仙市土川字辰ノ口40番地	昭和25年 9月9日	無所属	市議会 議員
		本人届出		秋田市牛島南二丁目1番13号			
37	平成23年 4月17日	さいとうぜんえつ悦 (齊藤善悦)	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台46番地	昭和22年 10月8日	自由 民主党	農業
		本人届出		秋田市雄和芝野新田字中台46番地			
38	平成23年 4月17日	まつだとよおみ (松田豊臣)	男	秋田県秋田市御所野地藏田二丁目4番	昭和33年 6月22日	公明党	無職
		本人届出		秋田市御所野地藏田二丁目4番4号			
39	平成23年 4月17日	くらたよしひろ (倉田芳浩)	男	秋田県秋田市土崎港中央一丁目12番	昭和36年 1月18日	無所属	飲食店 経営
		本人届出		秋田市土崎港中央一丁目12番18号			
40	平成23年 4月17日	はなたきよみ (花田清美)	男	秋田県大館市比内町新館字屋布50番地	昭和28年 11月28日	無所属	会社員 役員
		本人届出		秋田市仁井田本町一丁目15番3号			
41	平成23年 4月17日	いとうかずえい (伊藤一榮)	男	秋田県秋田市四ツ小屋字笹場9番地	昭和24年 9月24日	無所属	無職
		本人届出		秋田市四ツ小屋字笹場9番地			
42	平成23年 4月17日	ささきとしみつ (佐々木敏光)	男	秋田県大館市豊町9番	昭和31年 10月4日	無所属	無職
		本人届出		秋田市手形字山崎92番地5 1201号			
43	平成23年 4月17日	さとうてつじ (佐藤哲治)	男	秋田県秋田市河辺岩見字萱森29番地1	昭和25年 4月12日	民主党	造園業
		本人届出		秋田市河辺岩見字萱森29番地1			
44	平成23年 4月17日	ながさわたかまさ政 (長澤孝政)	男	秋田県秋田市寺内鶴ノ木2番地	昭和31年 1月9日	社会 民主党	団 体 員
		本人届出		秋田市寺内鶴ノ木3番14号			
45	平成23年 4月17日	すずきさとし (鈴木さと知)	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町152番地2	昭和51年 12月12日	日本 共産党	政 党 員
		本人届出		秋田市保戸野桜町5番17-101号			
46	平成23年 4月17日	なりさわじゅんこ (成沢淳子)	女	秋田県秋田市飯島文京町2番	昭和27年 10月5日	公明党	政 党 員
		本人届出		秋田市飯島文京町2番3号			
47	平成23年 4月17日	ひとみたかし (人見高司)	男	秋田県秋田市中通三丁目210番地	昭和23年 8月13日	無所属	市議会 議員
		本人届出		秋田市檜山城南新町9番3号			
48	平成23年 4月17日	さいとうまさる勝 (齊藤勝)	男	秋田県秋田市外旭川字神田573番地6	昭和17年 4月4日	無所属	市議会 議員
		本人届出		秋田市外旭川字神田573番地6			

49	平成23年 4月17日	あしだ ^{あき} 晃 ^{とし} 敏 (芦田 晃 敏)	男	秋田県秋田市茨島二丁目11番	昭和18年 10月8日	無所属	会 社 顧 問
		本人届出		秋田市茨島二丁目11番48号			
50	平成23年 4月17日	つ ^や 谷 ^{さと} さとし (津谷 さとし)	男	秋田県秋田市寺内後城11番	昭和31年 11月22日	無所属	法 律 事 務 所 事 務 員
		本人届出		秋田市寺内後城11番3号			

選挙長告示第4号

平成23年4月17日付けの公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定に基づく選挙長告示第3号を次のとおり訂正する。

平成23年4月27日

秋田市議会議員一般選挙

選挙長 工 藤 任 国

訂正内容

秋田市議会議員一般選挙候補者の表第41号中「字笹場」を「字笹葉」に訂正する。

孫選挙長告示

孫選挙長告示第1号

平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成23年4月27日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 佐々木 達 雄
- 第2選挙区選挙長 佐々木 久 四 郎
- 第3選挙区選挙長 鎌 田 日 出 冬
- 第4選挙区選挙長 永 井 英 夫
- 第5選挙区選挙長 佐々木 一 郎

第6選挙区選挙長 森 合 周 市

第7選挙区選挙長 渡 邊 信 夫

第8選挙区選挙長 鎌 田 正

1 場 所

秋田市太平目長崎字本町26番地の1
秋田市孫左衛門堰土地改良区事務所

2 日 時

平成23年4月27日 午前8時30分から午後5時まで
平成23年4月28日 午前8時30分から午後5時まで

孫選挙長告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成13年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成23年4月27日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 佐々木 達 雄
- 第2選挙区選挙長 佐々木 久 四 郎
- 第3選挙区選挙長 鎌 田 日 出 冬
- 第4選挙区選挙長 永 井 英 夫
- 第5選挙区選挙長 佐々木 一 郎
- 第6選挙区選挙長 森 合 周 市
- 第7選挙区選挙長 渡 邊 信 夫
- 第8選挙区選挙長 鎌 田 正

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	三 浦 幸 藏	男	秋田市広面字谷内佐渡61番地	昭和4年1月13日	農 業
2	平成23年 4月27日	大久保 義 和	男	秋田市広面字赤沼10番地	昭和29年9月5日	農 業
3	平成23年 4月27日	木 村 健	男	秋田市広面字赤沼2番地	昭和11年11月7日	農 業
4	平成23年 4月27日	佐々木 哲 男	男	秋田市広面字近藤堰添64番地2	昭和12年12月1日	農 業
5	平成23年 4月27日	保 泉 英 一	男	秋田市広面字赤沼31番地	昭和23年6月22日	農 業
6	平成23年 4月27日	児 玉 榮 治	男	秋田市広面字赤沼72番地	昭和27年8月20日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	鎌 田 章 夫	男	秋田市柳田字柳田63番地	昭和19年1月17日	農 業

2	平成23年 4月27日	鎌 田 正	男	秋田市柳田字川崎86番地1	昭和29年12月7日	農 業
3	平成23年 4月27日	佐々木 誠一	男	秋田市柳田字馬上田2番地	昭和13年8月9日	農 業
4	平成23年 4月27日	熊 谷 金 栄	男	秋田市柳田字柳田67番地1	昭和24年9月17日	会社役員
5	平成23年 4月27日	松 川 和 義	男	秋田市柳田字佐渡端102番地1	昭和11年12月25日	農 業
6	平成23年 4月27日	鎌 田 進	男	秋田市柳田字佐渡端233番地3	昭和6年11月6日	農 業
7	平成23年 4月27日	立 花 重市郎	男	秋田市柳田字佐渡端233番地	昭和20年2月7日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	伊 藤 鑄 一	男	秋田市太平八田字荒巻140番地1	昭和20年6月18日	農 業
2	平成23年 4月27日	木 村 昊	男	秋田市太平八田字八田188番地1	昭和20年6月7日	農 業
3	平成23年 4月27日	鎌 田 静 敏	男	秋田市太平八田字藤ノ崎5番地	昭和26年4月1日	農 業
4	平成23年 4月27日	山 田 吉 善	男	秋田市太平八田字八田176番地3	昭和23年6月29日	会社員
5	平成23年 4月27日	飯 塚 幸 男	男	秋田市太平八田字藤ノ崎17番地	昭和22年12月21日	農 業
6	平成23年 4月27日	鎌 田 文 夫	男	秋田市太平八田字藤ノ崎114番地	昭和32年3月20日	農 業

第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	鎌 田 六 男	男	秋田市太平八田字上八田14番地	昭和23年6月2日	農 業
2	平成23年 4月27日	石郷岡 満	男	秋田市太平八田字上八田13番地	昭和22年2月7日	農 業
3	平成23年 4月27日	阿 部 稔	男	秋田市太平八田字上八田6番地1	昭和22年8月20日	農 業
4	平成23年 4月27日	阿 部 隆 志	男	秋田市太平八田字木曾石73番地	昭和29年7月21日	農 業

第5選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	森 合 満	男	秋田市太平目長崎字滝瀬1番地	昭和19年2月24日	農 業
2	平成23年 4月27日	佐々木 英 久	男	秋田市太平目長崎字日長崎143番地9	昭和21年10月9日	農 業
3	平成23年 4月27日	須 藤 政一郎	男	秋田市太平目長崎字本町83番地	昭和22年2月2日	農 業
4	平成23年 4月27日	永 井 一 芳	男	秋田市太平目長崎字本町78番地	昭和23年1月26日	農 業
5	平成23年 4月27日	佐々木 義 宗	男	秋田市太平目長崎字神田1番地1	昭和20年10月18日	農 業

6	平成23年 4月27日	舟 木 眞一郎	男	秋田市太平日長崎字井関88番地	昭和20年1月14日	会社員
---	----------------	---------	---	-----------------	------------	-----

第6選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	永 井 正	男	秋田市太平中関字寺中157番地	昭和21年8月20日	農 業
2	平成23年 4月27日	鎌 田 悟	男	秋田市太平中関字寺中46番地	昭和29年10月7日	会社員
3	平成23年 4月27日	嵯 峨 均	男	秋田市太平中関字平形58番地	昭和30年11月10日	農 業
4	平成23年 4月27日	永 井 正 男	男	秋田市太平中関字川原31番地	昭和26年2月23日	農 業
5	平成23年 4月27日	工 藤 清	男	秋田市太平中関字屋敷前6番地	昭和17年2月13日	農 業
6	平成23年 4月27日	櫻 田 善 悦	男	秋田市太平中関字川原101番地	昭和22年10月28日	農 業

第7選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	秋 山 重 善	男	秋田市太平寺庭字寺庭104番地1	昭和28年2月19日	会社員
2	平成23年 4月27日	利 部 哲 義	男	秋田市太平黒沢字稲荷65番地	昭和19年4月2日	農 業
3	平成23年 4月27日	永 井 敬 悦	男	秋田市太平寺庭字寺庭177番地	昭和34年4月5日	会社員
4	平成23年 4月27日	嵯 峨 金 平	男	秋田市太平黒沢字館越65番地	昭和22年7月16日	農 業
5	平成23年 4月27日	佐々木 善 徳	男	秋田市太平黒沢野崎136番地	昭和21年11月28日	団体職員
6	平成23年 4月27日	佐々木 芳 徳	男	秋田市太平黒沢字野崎76番地1	昭和22年3月8日	農 業

第8選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	小 松 久 志	男	秋田市太平山谷字野田68番地	昭和27年9月5日	農 業
2	平成23年 4月27日	鈴 木 久 光	男	秋田市太平山谷字地主42番地	昭和19年4月14日	農 業
3	平成23年 4月27日	鈴 木 信 行	男	秋田市太平山谷字十三岱227番地2	昭和15年1月24日	農 業
4	平成23年 4月27日	鈴 木 鉄 男	男	秋田市太平山谷字十三岱92番地	昭和21年5月21日	会社員
5	平成23年 4月27日	鈴 木 健 太 郎	男	秋田市太平山谷字中山谷167番地	昭和25年9月14日	会社員
6	平成23年 4月27日	鎌 田 治	男	秋田市太平山谷字上皿見内91番地1	昭和25年12月26日	農 業
7	平成23年 4月27日	嵯 峨 一 夫	男	秋田市太平山谷字下皿見内37番地1	昭和17年5月15日	農 業

孫選挙長告示第3号

平成23年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、第1選挙区において届出のあった候補者が6人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成23年 4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙
第1選挙区選挙長 佐々木 達 雄

孫選挙長告示第3号

平成23年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、第2選挙区において届出のあった候補者が7人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成23年 4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙
第2選挙区選挙長 佐々木 久四郎

孫選挙長告示第3号

平成23年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、第3選挙区において届出のあった候補者が6人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成23年 4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙
第3選挙区選挙長 鎌 田 日出冬

孫選挙長告示第3号

平成23年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、第4選挙区において届出のあった候補者が4人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成23年 4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙
第4選挙区選挙長 永 井 英 夫

孫選挙長告示第3号

平成23年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、第5選挙区において届出のあった候補者が6人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成23年 4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙
第5選挙区選挙長 佐々木 一 郎

孫選挙長告示第3号

平成23年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、第6選挙区において届出のあった候補者が6人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

より告示する。

平成23年 4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙
第6選挙区選挙長 森 合 周 市

孫選挙長告示第3号

平成23年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、第7選挙区において届出のあった候補者が6人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成23年 4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙
第7選挙区選挙長 渡 邊 信 夫

孫選挙長告示第3号

平成23年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、第8選挙区において届出のあった候補者が7人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成23年 4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙
第8選挙区選挙長 鎌 田 正

孫選挙長告示第4号

平成23年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成23年 4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙
第1選挙区選挙長 佐々木 達 雄
第2選挙区選挙長 佐々木 久四郎
第3選挙区選挙長 鎌 田 日出冬
第4選挙区選挙長 永 井 英 夫
第5選挙区選挙長 佐々木 一 郎
第6選挙区選挙長 森 合 周 市
第7選挙区選挙長 渡 邊 信 夫
第8選挙区選挙長 鎌 田 正

- 1 場 所 秋田市太平日長崎字本町26番地の1
秋田市孫左衛門堰土地改良区事務所
- 2 日 時 平成23年 5月 6日 午前9時から

公 告

秋田市公告

秋田市立の文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第7号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成23年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に関する事項
(1) 入 札 名 「みるかネット・イベント通信」第7号広告掲載者選定に係る入札

- (2) 広告媒体 文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第7号
- (3) 予定価格(税抜き) ※最低落札価格 28,572円
- (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
 - イ 租税に滞納がないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
 - エ 秋田市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。

2 掲載する広告に関する事項

- (1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格A列4番の6分の1とし、掲載紙面は「みるかネット・イベント通信」第7号(A4版・三つ折り、紙質:マットコート90kg)のカラー面中央三つ折り下部とする。
- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 15,000部
- (4) 配付対象 文化施設来館者、市内小中学校、図書館、公民館等
- (5) 広告掲載期間 平成23年5月から同年10月まで
- (6) 広告の内容等
 - ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
 - イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成23年4月15日(金) 午前11時
- (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定
落札者は、予定価格(最低落札価格)以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。
- (4) 契約日 平成23年4月20日(水)(予定)
- (5) 契約金額(広告料)の支払
広告料は、平成23年4月22日(金)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
- (6) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成23年4月11日(月)午後5時までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 入札参加申込書(様式1)
 - イ 営業経歴書(様式2)
 - ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿
 - エ 納税証明書 ※写し可
 - (ア) 消費税(税務署で、「未納税額のない証明用」の発行

を受けること。)

- (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は個人市民税)
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本(個人営業の者は住民票) ※写し可

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成23年4月5日(火)から同月11日(月)までの平日午前9時から午後5時まで(土曜日および日曜日は受け付けないので、注意すること。)
 - イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室
 - ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年4月12日(火)に行う。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会文化振興室振興担当
電話 018-866-2246

秋田市公告

予防疫種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき実施する平成23年度のジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の定期予防疫種について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

予防疫種を行う医師の氏名および予防疫種を行う主たる場所別表のとおり

別表

接種医師名	予防疫種を行う主たる場所
小 松 和 男	秋田組合総合病院
小 松 真 紀	秋田組合総合病院
畑 澤 千 秋	秋田組合総合病院
畑 澤 孝 子	秋田組合総合病院
木 下 さやか	秋田組合総合病院
藤 井 義 之	秋田組合総合病院

伊 藤 忠 彦	秋田組合総合病院
木 村 滋	秋田赤十字病院
後 藤 良 治	秋田赤十字病院
田 村 真 通	秋田赤十字病院
村 田 雅 彦	秋田赤十字病院
中 島 堯 史	秋田赤十字病院
佐 藤 陽 子	秋田赤十字病院
太 田 翔 三	秋田赤十字病院
伊 藤 雅 人	秋田赤十字病院
近 藤 勇 樹	秋田赤十字病院
木 村 明 英	秋田赤十字病院
武 田 修	市立秋田総合病院
小 泉 ひろみ	市立秋田総合病院
高 橋 ま や	市立秋田総合病院
米 山 法 子	市立秋田総合病院
石 田 和 子	市立秋田総合病院
市 川 喜 一	市立秋田総合病院
渡 辺 新	中通総合病院
平 山 雅 士	中通総合病院
柳 澤 宗	アーク循環器クリニック
柳 澤 昌 子	アーク循環器クリニック
渡 邊 秀 悦	飯島ファミリークリニック
石 田 明	石田小児科医院
石 田 明 子	石田内科医院
井 谷 修	井谷耳鼻咽喉科医院
佐々木 浩 一	一戸医院
一 戸 忠	一戸医院
後 藤 敦 子	今村記念クリニック
岩 崎 齊	岩崎医院
榎 正 行	えのきこどもクリニック
榎 真美子	えのきこどもクリニック
大 野 忠	大野小児科医院
大 野 忠 行	大野小児科医院
櫻 庭 清	大町内科外科クリニック
島 仁	小川内科医院
小野崎 通 彦	おのざき小児科医院
高 橋 康	おのぼ高橋小児科クリニック
小 松 偉 子	加賀谷こども医院
加賀谷 学	かがや内科医院
片 岡 英	片岡内科医院
金 子 ミサヲ	金子医院
木 曾 典 一	木曾医院
木 村 衛	木村内科クリニック
倉 光 智 之	くらみつ内科クリニック
桑 原 敏 行	桑原内科クリニック
阿 倍 二 郎	健生クリニック
阿 倍 弥 生	健生クリニック
勝 田 麻里子	御所野ひかりクリニック
勝 田 光 明	御所野ひかりクリニック
細 谷 重 明	御所野内科クリニック
佐々木 剛 一	こどものクリニック
小 林 謙太郎	小林胃腸科内科
小 松 幹 雄	小松内科クリニック
荘 司 裕	さくら小児科医院

荘 司 靖 子	さくら小児科医院
佐々木 弥	佐々木内科・循環器科医院
笹 原 秀 明	笹原内科医院
堂 北 忍	佐藤内科医院
澤 口 博	澤口医院
島 田 堅 一	島田クリニック
木 村 康 徳	下浜診療所
白 根 研 二	白根病院
那 須 宏	白根病院
糸 賀 寛	白根病院
小野寺 佳 奈	白根病院
越 村 淳	白根病院
伊 藤 紘 朗	白根病院
鈴 木 裕 之	すずきクリニック
鈴 木 雪 子	すずきクリニック
須 藤 明 子	須藤医院
須 藤 宏 久	須藤医院
銭 谷 明	銭谷内科胃腸科クリニック
苗 村 双 葉	外旭川サテライトクリニック
高 橋 郁 夫	たかはしこどもクリニック
高 橋 文 夫	高橋内科医院
田 近 武 彦	田近医院
土 田 蓉 子	土田小児科医院
遠 山 潤	遠山医院
高 橋 徹	とおる内科医院
中 込 恵美子	中込内科循環器科クリニック
中 込 晃	中込内科医院
西 宮 藤 彦	にしのみやこども医院
橋 本 禎 嗣	橋本愛隣医院
濱 島 由 紀	濱島医院
原 田 健 二	はらだ小児科医院
石 川 正 道	広面ファミリークリニック
福 島 幸 隆	福島内科医院
藤 盛 亮 寿	藤盛レディースクリニック
本 間 真紀子	本間医院
真 崎 雅 和	真崎耳鼻咽喉科医院
松 浦 麗 子	松浦医院
三 浦 靖 徳	三浦小児科・内科医院
湊 元 志	湊小児科医院
鈴 木 信 愛	港町内科皮膚科
村 山 仁	村山クリニック
森 川 昌 利	森川内科・呼吸器科クリニック
安 岡 健 二	やすおか小児科医院
俵 谷 博 信	やばせ内科クリニック
山 岸 逸 郎	山岸クリニック
吉 田 司	吉田胃腸科内科クリニック
日 下 尚 志	雄和さくらクリニック
綿 貫 桃 代	わたぬき小児科医院
稲 見 育 大	秋田県立医療療育センター
澤 石 由記夫	秋田県立医療療育センター

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき実施する平成23年度のジフテリア、百日せき、破傷風、麻疹、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について、同法施行

令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり
 公告する。

平成23年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接 種 の 方 法 と 回 数
ジフテリア 百日せき 破傷風 第1期	生後3か月から90月に 至るまでの間にある者	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを接種する場合は、20日から56日までの間隔をおいて3回、3回目の接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。 また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種する場合は、20日から56日までの間隔をおいて2回、2回目の接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。
ジフテリア 破傷風 第2期	11歳以上13歳未満の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第1期	生後12月から生後24月 に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者 (小学校就学前の1年間 にある者)	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第3期	13歳となる日の属する 年度の初日から当該年度 の末日までの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第4期	18歳となる日の属する 年度の初日から当該年度 の末日までの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
日本脳炎 第1期	生後6月から90月に至 るまでの間にある者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを6日から28日までの間隔をおいて2回接種し、2回目の接種終了後おおむね1年を経過した時期に1回皮下に注射する。接種量は毎回0.5ミリリットルとする。(3歳未満の者にあつては、接種量を0.25ミリリットルとする。)
日本脳炎 第2期	9歳以上13歳未満の者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
結核 (BCG)	生後6月に至るまでの 間にある者	経皮接種用BCGワクチンの懸濁液を上腕外側の中央部に滴下し管針により2箇所接種する。

2 予防接種を行う期日、場所

(1) 期日 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間で
各受託医療機関が定める実施日

(2) 場所 別表のとおり

3 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (6) 麻しんおよび風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (7) 麻しんおよび風しん、BCG、ポリオ、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔をおいていない者
- (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔をおいていない者
- (9) 輸血やガンマグロブリンの投与後3か月（大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は6か月）を経ていない者

(10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う卵、抗生物質）に対してアレルギーを呈するおそれのある者

5 予防接種料金 無料

別表

医療機関名	所在地	実施する予防接種の種類								
		三混	二混	麻風 1期	麻風 2期	麻風 3期	麻風 4期	日脳 1期	日脳 2期	BCG
秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アーク循環器クリニック	秋田市広面字谷地沖26番地1		○			○	○			
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番1号		○		○	○	○		○	
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石田内科医院	秋田市保戸野中町6番48号		○			○	○			
井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52番地1		○	○	○	○	○			
一戸医院	秋田市新屋大川町9番7号					○	○			
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大野小児科医院	秋田市南通築地2番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大町内科外科クリニック	秋田市大町一丁目2番23号					○	○			
小川内科医院	秋田市中通三丁目3番55号					○	○			
おのぎき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おのぼ高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目7番17号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	
片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号					○	○			
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木曾医院	秋田市外旭川字八幡田10番地6				○	○	○			
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
くらみつ内科クリニック	秋田市山王五丁目10番28号					○	○			
桑原内科クリニック	秋田市榎山登町5番28号		○			○	○		○	
健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号					○	○			
御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地1	○	○	○	○	○	○			
御所野内科クリニック	秋田市御所野元町五丁目3番5号		○	○	○	○	○			
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番9号	○	○	○	○	○	○	○	○	
小松内科クリニック	秋田市御野場新町二丁目10番12号		○			○	○		○	
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目1番11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木内科・循環器科医院	秋田市土崎港四丁目5番38号		○			○	○			
笹原内科医院	秋田市大町三丁目4番41号		○			○	○		○	
佐藤内科医院	秋田市將軍野南一丁目10番55号		○			○	○			
澤口医院	秋田市八橋三和町14番6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白根病院	秋田市旭北栄町5番29号						○			
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
須藤医院	秋田市広面字樋口18番地15		○			○	○			
銭谷内科胃腸科クリニック	秋田市川尻上野町1番64号					○	○			
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町4番47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	
田近医院	秋田市河辺北野田高野字前田表76番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○

遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号		○		○	○	○		○	
とおる内科医院	秋田市御所野地蔵田二丁目1番3-2号	○	○	○	○	○	○			
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	○	○	○	○	○	○			
中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目1番5号		○			○	○		○	
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2番16号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島内科医院	秋田市南通宮田15番46号		○		○	○	○		○	
藤盛レディースクリニック	秋田市東通仲町4番1号アルヴェ4階		○			○	○			
本間医院	秋田市山王中園町3番14号	○	○	○	○	○	○	○		
真崎耳鼻咽喉科医院	秋田市土崎港中央六丁目8番3号		○		○	○	○			
松浦医院	秋田市將軍野南一丁目14番73号					○	○			
三浦小児科・内科医院	秋田市新屋勝平町2番25号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湊小児科医院	秋田市中通五丁目7番34号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	○				○	○			
村山クリニック	秋田市將軍野南五丁目12番19号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やすおか小児科医院	秋田市保戸野千代田町14番9号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8番31号		○			○	○	○	○	
吉田胃腸科内科クリニック	秋田市山王中園町10番30号					○	○			
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県立医療療育センター	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地128	○	○	○	○	○	○	○	○	○

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条第1項の規定に基づき、建築協定の廃止を次のとおり認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成23年4月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 廃止をする建築協定の名称および区域
 建築協定名称 秋田市「南部ニュータウン大野」建築協定
 建築協定区域 秋田市仁井田字新中島1029-3 他
- 2 建築協定廃止認可年月日 平成23年4月6日

秋田市公告

秋田市スポーツ振興課公用車賃貸借について、次のとおり入札を実施するので、入札参加者を公募する。

平成23年4月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
 (1) 入札に付する内容は、次のとおりである。

件 名	納入場所	引き渡し日	入札参加要件
秋田市スポーツ振興課公用車賃貸借	秋田市八橋陸上競技場	平成23年5月1日まで	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 過去5年間において、同規模の業務を受託していること。

- (2) 上記に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できること。

- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年4月22日(金) 午前10時

入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル4階
 秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成23年4月27日(水) 予定

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年4月15日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務受注状況調（様式2）

提出期日現在までの業務受注状況

ウ アフターサービス・メンテナンス体制（様式3）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年4月7日(木)から同月15日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課または秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成23年4月20日(木)までに行なう。

5 契約に関する事項

(1) 秋田市と納入業者間で契約書を締結する。

(2) 契約期間は、契約締結の日から平成23年9月30日までとする。ただし、予算の範囲内で当該契約を変更することがあり得る。

(3) 賃貸借期間は、平成23年5月1日から同年9月30日までとする。

(4) 契約締結後から平成23年4月30日までは、本仕様書の賃貸借物品の準備期間とする。

(5) 賃借料は、月毎に前月分を支払うものとする。

6 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 入札日時または入札場所は、事情により変更になる場合があるので、指名通知又はその他別に発送する通知等を確認のうえ、入札に参加すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

電話 018-866-2247

秋田市公告

公募型指名競争入札を執行するので、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成23年4月7日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名（業務内容については、仕様書参照）

秋田市太平山自然学習センター小中学校送迎バス賃貸借

(2) 委託場所

秋田市太平山自然学習センター（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 委託期間

平成23年5月10日から平成24年2月29日まで

(4) 入札参加要件

ア 全日程の送迎が可能であること。

イ 大型5台、中型1台以上のバスを保有していること。

ウ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

エ 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。

オ 租税に滞納がないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成23年4月22日(金) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市太平山自然学習センター「まんたらめ」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成23年4月22日(金)から同月28日(木)までの間

(5) 入札時の注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守し、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たって、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書には、大型車と中型車各1台分（学校から秋田市太平山自然学習センター間の片道分）の賃貸借金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間 平成23年4月7日(木)から同月13日(木)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、4月11日(月)は休館日のため不可

(2) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 提出書類（以下「申込書等」という。各証明書類は、平成23年1月1日以降に取り寄せたものであること。なお、提出時は写しでも可とする。）

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ 営業経歴書（様式3）

エ 納税証明書（秋田市に納税していること。）

- (ア) 消費税（「未納税額のない証明用」税務署で発行）
 (イ) 秋田市に納めた法人市民税
 (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方務局で発行）
 カ その他
 (ア) 入札参加要件「1の(4)イおよびウ」の証明できる書類
 (イ) 送迎バスの車種、車内図の分かる書類
- (4) その他
 ア 申込書等は、当センターへ持参によるもののみ受け付ける。
 イ 関係書類等は、太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
 (1) 入札参加希望者のうち、資格を満たしている者に指名通知する。
 (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。
 (3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成23年3月4日(金)までに電子メール等により送付する。
- 5 その他
 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市太平山自然学習センター「まんたらめ」
 電話 018-827-2171

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成22年11月8日付け秋田市指令第4008号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
 南秋田郡井川町北川尻字上村宅地40番地
 有限会社 畠山不動産
 代表取締役 畠 山 光
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 秋田市新屋豊町541番1、542番、543番1および543番1地先旧道路

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成22年12月9日付け秋田市指令第4223号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
 秋田市保戸野千代田町2番43号
 三光不動産株式会社 代表取締役 安 倍 秋 一
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 秋田市榎山登町234番52

秋田市公告

秋田市新庁舎建設基本設計業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成23年4月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 業務概要
 (1) 業務名
 秋田市新庁舎建設基本設計業務委託
 (2) 業務内容
 別紙「秋田市新庁舎建設設計業務委託共通仕様書」および「秋田市新庁舎建設基本設計業務委託特記仕様書」のとおり
 (3) 業務期間
 契約締結日から平成24年3月21日までとする。
 (4) 業務規模
 本業務に関する費用は、120,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。
- 2 受託者の選定方法
 (1) 方式
 本業務の受託者選定は、代表企業と市内企業からなる設計共同企業体の組成を義務とする。
 代表企業の選定は、公募型プロポーザル方式による。すなわち、定められた期限内に代表企業として参加表明書を提出した者（以下「代表企業参加者」という。）のうち、(2)アおよびイに掲げる参加資格要件を満たす全ての者を指名して、別に定める内容の技術提案書の提出を求め、審査委員会による審査の結果、本業務の実施に最も適切と判断された最優秀提案の代表企業参加者を優先交渉権者に、優秀提案の代表企業参加者を次点交渉権者に選定するものである。
 市内企業の選定は、市内企業として参加表明書を提出した者（以下「市内企業参加者」という。）のうち、(2)アおよびイに掲げる要件を満たす全ての者を市内企業候補者に選定するものであり、技術提案書の提出は求めない。
 優先交渉権者は、自らの判断により、市内企業候補者の中から2者以上と設計共同企業体を組成しなければならない。なお、設計共同企業体の構成員となる市内企業出資比率の合計は20%以上とする。
 市は、当該設計共同企業体を相手方として、基本設計業務に関する随意契約を締結する。
- (2) 参加資格
 プロポーザルに参加できる代表企業参加者は、アに掲げる要件のほか、イに掲げる要件を全て満たす単体企業とする。また、市内企業参加者は、アに掲げる要件のほか、ウに掲げる要件をすべて満たす単体企業とする。
 ア 代表企業参加者および市内企業参加者の参加資格共通要件
 (ア) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 (イ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以上有すること。
 (ウ) 常勤職員を5名以上有すること。
 (エ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 (オ) 設計業務に関し、国および地方公共団体から指名停止を受けている期間中でないこと。
 イ 代表企業参加者の参加資格要件

(ア) 本市における建築関係建設コンサルタント業務に係る入札参加有資格者であること。

(イ) 過去20年以内に、単体で延べ床面積20,000㎡以上の庁舎の新築工事に係る建築設計業務の元請実績があること。

ウ 市内企業参加者の参加資格要件

(ア) 秋田市に本社を有し、本市における建築関係建設コンサルタント業務に係る入札参加有資格者であること。

(イ) 過去20年以内に、単体で延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の新築および改築工事に係る建築設計業務の元請実績があること。

(3) 技術提案書の評価基準

ア 事務所の実力

資格別技術者数、主要業務実績、同種・類似業務実績

イ 担当チームの能力

各技術者の資格・経験年数、総括責任者および建築担当主任技術者の主要業務実績

ウ 業務実績方針

業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計上特に配慮する事項等

エ 下記の課題に対する提案内容

(ア) 「(仮称) 中央市民サービスセンターの複合化」を踏まえ、窓口部門の集約などによる市民サービスの向上を実現するための建築計画および敷地利用計画等に関する考え方

(イ) 防災拠点施設としての役割を十分に果たしうる庁舎実現のための建築計画、構造計画、建築設備計画等に関する考え方

(ウ) 省エネルギー化や自然エネルギーの活用などによる環境負荷の低減に配慮した建築計画および建築設備計画等に関する考え方

(エ) 秋田の地域性や建設地の立地特性、周辺環境に配慮した建築計画および敷地利用計画等に関する考え方

(オ) ライフサイクルコスト低減のための具体的な方策

(カ) その他の提案（独自に課題を設定する。）

(4) 審査

代表企業参加者が提出する技術提案書の審査は、別に設置する審査委員会において行う。

3 日程

(1) 第1回質問書の提出期限

平成23年4月22日(金)午後5時

(2) 代表企業参加表明書および市内企業参加表明書の提出期限

平成23年5月2日(月)午後5時

(3) 技術提案書の提出要請および市内企業候補者の選定通知

平成23年5月中旬

(4) 第2回質問書の提出期限

平成23年5月19日(木)午後5時

(5) 技術提案書の提出期限

平成23年6月23日(木)午後5時

(6) プレゼンテーションおよびヒアリング

平成23年7月上旬

(7) 審査結果の通知

平成23年7月中旬

4 手続等

(1) 担当事務局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部新庁舎建設室

T E L : 018-866-8915、F A X : 018-866-8916

E-mail : ro-gnop@city.akita.akita.jp

URL : <http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/op/default.htm>

(2) 各種関係資料の交付

各種関係資料は、秋田市総務部新庁舎建設室ホームページからの入手を原則とする。また、担当事務局においても希望者には直接交付する（直接交付は、午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）。

(3) 提出期限 上記3の日程と同じ。

(4) 提出場所 上記4(1)と同じ。

5 その他

その他、詳細は「秋田市新庁舎建設基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル説明書」によるものとする。

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年4月19日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は次のとおりである。

ア 業務委託名 国民健康保険被保険者証更新業務

イ 履行期間 契約日から平成23年9月30日まで

(2) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有すること。

イ 過去2年の間に市（公団等を含む。）又は他の公共団体と本業務と同じ業務内容の契約を履行したことがあること。

ウ 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。

エ 本市の指名停止期間中でないこと。

オ 公募内容および仕様書で示した内容のとおり、本業務の履行が可能である者（入札後に業者側の都合による変更は認めない。）

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成23年5月12日(木) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所議場棟第三委員会室

(3) 入札保証金 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、本業務の入札要件に該当するときは免除する。

(4) 契約日 落札日から平成23年5月16日(月)まで（予定）

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記入すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年4月26日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入

札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 営業経歴書

ウ 実績調書

エ 納税証明書（平成22年度）

(ア) 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座により納付している場合は、納税課で交付する「市民税振替済のお知らせ」の提出でも可

・消費税および地方消費税（税務署で、「未納税額がないこと用（その他3）」の発行を受けること。）

(イ) 消費税および地方消費税がない場合は、直近の営業年度のもの

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税

(ウ) 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

オ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

カ 個人情報保護に関する資格証明書

キ 作業計画書（作業施設の所在地および所有者を明記すること。）

ク 個人情報の輸送について講じている安全対策および輸送に関する計画書

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年 4月19日(火)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時30分まで

イ 受付場所 秋田市市民生活部国保年金課国保年金資格担当

ウ 申請用紙 秋田市市民生活部国保年金課ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および入札参加資格審査結果通知については、平成23年 5月10日(火)までに通知する。

5 その他

(1) 提出された申込書等は、返却しない。

(2) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させてはならない。なお、一部の業務を第三者に委託又は請け負わせる場合は、外部委託の報告書、個人情報保護に関する資格証明書および営業履歴書を契約締結時に求める。

(4) 仕様書中、別紙 1 から別紙 9 までの資料の配布および質問の受付は、平成23年 4月19日(火)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時30分までに秋田市市民生活部国保年金課において行う。

(5) 仕様書等についての質問は、質問書で提出するものとする。質問書様式については、秋田市ホームページから入手すること。

(6) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市市民生活部国保年金課

国保年金資格担当 電話 018-866-2097 小玉、佐藤

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第 1 項の規定による秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成23年 7月10日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 4月20日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間 平成23年 5月23日から

平成23年 6月 5日まで

2 縦覧時間 午前 8時30分から

午後 5時15分まで

3 縦覧場所 秋田市手形字山崎44番地 3

秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成23年 4月22日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

業 務 名	秋田市立小中学校複写機の複写料金単価契約
内 容	秋田市立小中学校に設置する複写機の複写料金単価契約
期 間	平成23年 6月 1日から平成24年 3月31日まで
入 札 参加要件	① 秋田市内に本店、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ② 租税に滞納がないこと。 ③ 複写機の複写料金単価契約が可能なる者であること。 ④ 複写機の保守サービスが可能なる者であること。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）第 2 条第 1 項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成23年 5月16日(月) 午前 9時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成23年 5月17日(火)

(5) 注 意 事 項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年5月10日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- イ 営業経歴書（様式2）
- ウ 複写機の保守サービス体制調書（様式3）
- エ 納税証明書
- ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
 - ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）
 - ・秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- オ 住民票（法人にあっては履歴事項全部証明書）
- ※有効期限3か月以内
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
- 平成23年4月22日(金)から同年5月10日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所
- 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
- ウ 申込用紙
- 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成23年5月11日(木)午後に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成23年4月22日(金)から同年5月10日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所
- 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成23年度第1号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成23年4月26日から同年5月19日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

次のとおり秋田市立土崎中学校特別教室棟改築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 学校 第2号
- (3) 工 事 名 秋田市立土崎中学校特別教室棟改築工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市土崎港北一丁目3番1号
- (5) 工 事 概 要 校舎改築工事
鉄筋コンクリート造3階建て
建築面積 503.41㎡
延べ面積 888.95㎡
既存校舎改修工事
防火設備設置・改修、一部内外装改修等
外構工事
外部通路舗装工事 等
- (6) 工 事 期 限 平成24年3月23日(金)
- (7) 予 定 価 格 177,600,000円（消費税別）
- (8) 開 札 予 定期日 平成23年5月20日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成23年5月22日(金)
- (10) 注 意 事 項 ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを

問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付されていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。

イ 特定建設業の許可（建築工事業）を有すること。

ウ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

エ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

オ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として工事に専任で配置できること。

カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付されていること。

イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年5月9日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し

ウ 施工実績調書（建築工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3（省略））

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4（省略））

オ 誓約書（様式5（省略））

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年4月26日(火)から同年5月9日(月)までの土曜日、日曜日および国民の祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛に指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年5月17日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、入札には使用できないため、入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年5月17日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成23年5月26日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を手入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556

(3) 販売期間 平成23年4月26日(火)から平成23年5月18日(木)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 33,340円（設計書940円、図面32,400円）（税込み）（CD-ROM 有（1枚1,000円））

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成23年5月18日(木)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。

(8) 閲覧期間 平成23年4月26日(火)から同年5月24日(火)午後3時までの販売店の営業時間内

(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

(1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を工事に

専任で配置すること。

- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり秋田市立雄和中学校増改築冷暖房設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
(2) 工 事 番 号 学校 第4号
(3) 工 事 名 秋田市立雄和中学校増改築冷暖房設備工事
(4) 工 事 場 所 秋田市雄和石田字蟹沢40番地
(5) 工 事 概 要 校舎棟冷暖房設備工事
機器設備
配管設備
貯油槽設備
床暖房設備
自動制御設備
換気設備
体育館棟暖房設備工事
アリーナ暖房設備
武道場暖房設備
換気設備
(6) 工 事 期 限 平成24年7月9日(月)
(7) 予 定 価 格 156,440,000円（消費税別）
(8) 開 札 予 定 期 日 平成23年5月25日(水)
(9) 仮契約予定期日 平成23年5月27日(金)
(10) 注 意 事 項

- ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
ウ 案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
(2) 共同企業体の構成員に関する事項
代表者要件

- ア 公告日時において、秋田市の管工事のA級に等級格付されていること。
イ 秋田市の指定排水設備工事業者および指定給水装置工事業者として指定を受けていること。
ウ 特定建設業の許可（管工事業）を有すること。
エ 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
オ 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として工事に専任で配置できること。
カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の管工事のA級に等級格付されていること。
イ 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
ウ 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年5月9日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））
イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し
ウ 施工実績調書（管工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。（様式3）（省略））
エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。（様式4）（省略））
オ 誓約書（様式5（省略））

- (2) 申請書等の提出
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書等の受付
申請書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年4月26日(火)から同年5月9日(月)までの土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に定める祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛に指名通知する。
(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年5月17日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構

成員自身のために購入した電子証明書は、入札には使用できないため、入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年5月17日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同年5月26日(木)午後5時まで返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階)
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成23年4月26日(火)から同年5月18日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 27,760円((設計書760円、図面27,000円(税込み))(CD-ROM 有(1枚1,000円)))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成23年5月18日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成23年4月26日(火)から同年5月24日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり市道本田妙法線本田橋架替工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 道橋梁 第1号
- (3) 工 事 名 市道本田妙法線本田橋架替工事
- (4) 工 事 場 所 雄和田草川字本田地内
- (5) 工 事 概 要 A1橋台工 1基
P1橋脚工 1基
P2橋脚工 1基

旧橋台撤去 1基

- (6) 工 事 期 限 平成24年3月16日(金)
- (7) 予 定 価 格 171,250,000円(消費税別)
- (8) 開 札 予 定 期 日 平成23年5月25日(水)
- (9) 仮 契 約 予 定 期 日 平成23年5月27日(金)
- (10) 注 意 事 項
 - ア この入札は電子入札により執行する。
 - イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 案件は、低入札価格調査制度を採用している。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
 - ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
 - イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

 - ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事のA級に等級格付されていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。
 - イ 特定建設業の許可(土木工事業)を有すること。
 - ウ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
 - エ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 - オ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として工事に専任で配置できること。
 - カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

 - ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事のA級に等級格付されていること。
 - イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
 - ウ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 - エ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として工事に専任で配置できること。
 - オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格

停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年5月9日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し
 - ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。（様式3）（省略））
 - エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。（様式4）（省略））
 - オ 誓約書（様式5（省略））
- (2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間 平成23年4月26日(火)から同年5月9日(月)までの土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に定める祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
 - ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛に指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年5月17日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、入札には使用できないため、入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年5月17日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同年5月26日(木)午後5時まで返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成23年4月26日(火)から同年5月18日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 20,430円（（設計書2,430円、図面18,000円（税込み））（CD-ROM 有（1枚1,000円）））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成23年5月18日(木)までに F A X で販売店へ申し込

むこと。

- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
 - (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。
 - (8) 閲覧期間 平成23年4月26日(火)から同年5月24日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
 - (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。
- ### 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を工事に専任で配置すること。
 - (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり秋田市立雄和中学校増改築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 学 校 第 3 号
- (3) 工 事 名 秋田市立雄和中学校増改築工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市雄和石田字蟹沢40番地
- (5) 工 事 概 要 校舎等建築工事
鉄筋コンクリート造3階建て
建築面積 1,621.33㎡
延べ面積 3,418.05㎡
体育館棟建築工事
（屋体棟・武道場）
鉄筋コンクリート造2階建て
建築面積 1,508.93㎡
延べ面積 1,413.38㎡
- (6) 工 事 期 限 平成24年7月9日(月)
- (7) 予 定 価 格 866,972,000円（消費税別）
- (8) 開 札 予 定期 日 平成23年5月25日(火)
- (9) 仮 契 約 予 定期 日 平成23年5月27日(金)
- (10) 注 意 事 項 ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
ウ 案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ

<p>の端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 共同企業体に関する事項</p> <p>ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。</p> <p>イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に関する事項</p> <p>代表者要件</p> <p>ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付されていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。</p> <p>イ 特定建設業の許可(建築工事業)を有すること。</p> <p>ウ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。</p> <p>エ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。</p> <p>オ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として工事に専任で配置できること。</p> <p>カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。</p> <p>代表者以外の構成員要件</p> <p>ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級又はB級に等級格付されていること。ただし、代表者以外の構成員については、A級2社の組合せ、又は、A級とB級それぞれ1社の組合せとすること。</p> <p>イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。</p> <p>ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。</p> <p>エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として工事に専任で配置できること。</p> <p>オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。</p> <p>3 入札参加資格審査の申請に関する事項</p> <p>(1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年5月9日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1(省略))</p> <p>イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2(省略))の写し</p> <p>ウ 施工実績調書(建築工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。(様式3))</p>	<p>(省略)</p> <p>エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(様式4(省略))</p> <p>オ 誓約書(様式5(省略))</p> <p>(2) 申請書等の提出</p> <p>申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。</p> <p>(3) 申請書等の受付</p> <p>申請書等は、次のとおり受け付ける。</p> <p>ア 受付期間 平成23年4月26日(火)から同年5月9日(月)までの土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に定める祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当</p> <p>ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。</p> <p>4 指名に関する事項</p> <p>(1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛に指名通知する。</p> <p>(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。</p> <p>(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年5月17日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。</p> <p>(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、入札には使用できないため、入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年5月17日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同年5月26日(木)午後5時までに返却すること。</p> <p>5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項</p> <p>(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。</p> <p>(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部 秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階) 電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556</p> <p>(3) 販売期間 平成23年4月26日(火)から同年5月18日(木)までの販売店の営業時間内</p> <p>(4) 設計図書の販売価格 1式 92,220円((設計書2,220円、図面90,000円(税込み))(CD-ROM有(1枚1,000円)))</p> <p>(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成23年5月18日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。</p> <p>(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。</p> <p>(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。</p> <p>(8) 閲覧期間 平成23年4月26日(火)から同年5月24日(火)午後3時までの販売店の営業時間内</p> <p>(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウン</p>
--	---

ロードすること。)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市総務部契約課工事契約担当

電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成23年 4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は、下記のとおりである。

委 託 名	委 託 場 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
如斯亭庭園管理業務委託	秋田市旭川南町86番13外	着手日から平成24年3月28日まで	① 文化財庭園（国指定名勝）の管理委託に実績があること。 ② 文化財に指定されている伝統的な日本庭園（名勝）の保存に当たっている「文化財庭園保存技術者協議会」の準会員補以上の資格を有する造園技能士を有していること。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支店、営業所を有し、造園業を営んでいる者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望するものは、平成23年5月11日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 文化財庭園（国指定名勝）整備の実績調書（（様式2（省略））（契約書の写しと履行内容が客観的に分かる資料を添付）
- ウ 「文化財庭園保存技術者協議会」の準会員補以上の資格者であることを証する書類（会員証等の写しを添付）
- エ 納税証明書 写し可
 - (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと証明用」の発行を受けること。）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本 写し可

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付
申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年4月28日(木)から同年5月11日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル4F

秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申請用紙 秋田市ホームページから入手すること。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成23年5月18日(火) 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル4F
秋田市教育委員会文化振興室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成23年5月23日(月)
- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成23年5月16日(月)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧等に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成23年4月28日(木)から同年5月11日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時とする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル4F
秋田市教育委員会文化振興室

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先
秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル4F

秋田市教育委員会文化振興室
電話 018-866-2246

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成22年2月25日付け秋田市指令第353号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市桜二丁目35番12号
株式会社りんどうの里 代表取締役 松 橋 喜 廣
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市牛島東六丁目110番1、111番1 および112番1

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成23年4月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数（92台）
追分駅前自転車等駐車場 21台
上飯島駅自転車等駐車場 1台
土崎図書館前自転車等駐車場 9台
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 15台
土崎駅前自転車等駐車場 17台
新屋駅前自転車等駐車場 13台

- 牛島駅東自転車等駐車場 2台
- 牛島駅西自転車等駐車場 1台
- 秋田駅西地下自転車駐車場 7台
- 秋田駅東自転車等駐車場 4台
- 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 2台

- (2) 撤去し、保管した年月日
平成23年3月23日から同月24日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前9時から午後5時まで
イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成23年5月11日から同年11月11日まで
（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分
この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、本市で処分する。

4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話866-2035

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年4月28日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
八橋運動公園除草業務委託	秋田市八橋運動公園 地内	契約日から 平成23年10月31日まで	1 秋田市内に、本社、本店を有する者 2 過去5年間において、同規模の業務を受託していること。
北野田公園除草業務委託	秋田市北野田高屋字 小高地内		

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
ア 租税に滞納がないこと。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成23年5月18日(水) 午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成23年5月24日(火)予定
- (5) 注 意 事 項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- オ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。
- (6) 最低制限価格
ア 最低制限価格を予定価格の10分の6以上の範囲で設定する。

- イ 最低制限価格を下回った入札者は落札者とはならない。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年5月12日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 業務受注状況調（様式2（省略））
- 提出期日現在までの業務受注状況
- (2) 申請書等の提出
- 申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
- 申請書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
- 平成23年4月28日(木)から同年5月12日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所
- 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
- ウ 申請用紙
- 秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
単 価 第 23 号	仁井田・豊岩浄水場 水道用 ポリ塩化アルミニウム購入	秋田市上下水道局 仁井田・豊岩浄水場	契約日から平成24年3月 31日まで
単 価 第 24 号	雄和浄水場 水道用 ポリ塩化アルミニウム購入	秋田市上下水道局 雄和浄水場	
単 価 第 25 号	雄和浄水場 水道用 炭酸ナトリウム購入		
単 価 第 26 号	八橋下水道終末処理場 高分子凝集剤購入	秋田市上下水道局 八橋下水道終末処理場	

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成23年4月26日(火) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成23年5月16日(月)までに行なう。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間 平成23年4月28日(木)から同年5月12日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧場所
- 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル4階
- 6 その他
- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 入札日時又は入札場所は、事情により変更になる場合があるので、指名通知又はその他別に発送する通知等を確認の上、入札に参加すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
- 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
電話 018-866-2247

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年4月8日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

入札保証金 免除

契 約 日 平成23年4月28日(木)

入 札 金 額 入札書には、1kg当たりの価格を記載すること。

- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載できる金額は、銭単位までとする。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年4月19日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という（様式1）（省略）。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年4月8日(金)から同月19日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙、入札書、委任状等は、上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
単 価 第 20 号	水質検査用 アルゴンガス購入	浄水課水質管理室（豊岩 浄水場内）	契約日から平成24年3月 31日まで
単 価 第 21 号	水質検査用 ヘリウムガス購入		
単 価 第 22 号	水質検査用 窒素ガス購入		

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年4月26日(火) 午前11時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成23年4月28日(木)
- 入 札 金 額 入札書には、7㎡ガスボンベ1本当たり価格を記載すること。
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得

指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年4月22日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成23年4月8日(金)から同月25日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書は、返却しない。
 - (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年4月8日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

を遵守の上、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載できる金額は、円単位までとする。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年4月19日(火)までに、

公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という（様式1）（省略。））を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年4月8日(金)から同月19日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、入札書、委任状等は、上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年4月22

日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年4月8日(金)から同月25日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成23年4月8日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
第67号	流域下水道流入水水質調査	秋田市寺内字蛭根 地内外10か所	契約日から平成23年12月26日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 計量証明事業者の登録（事業区分 濃度）をしており、秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 過去に秋田県内の流域下水道流入水等において水質分析の業務実績があること。 （基本的要件については、別に記載）

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年4月26日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成23年4月28日(木)

注 意 事 項 (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消

費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

(1) 租税に滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

(4) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年4月19日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

- (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
- (イ) 契約実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し
- (ウ) 計量証明事業の登録されていることを証する書類の写し
- イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
 - (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
 - (イ) 契約実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し
 - (ウ) 計量証明事業の登録されていることを証する書類の写し
 - (エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間 平成23年4月8日(金)から同月19日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申込書、入札書、委任状等は、上下水道局ホームページから入手すること。

- 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成23年4月8日(金)から同月25日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
 - 6 入札参加資格証の交付に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成23年4月22日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
 - 7 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成23年4月15日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委 託 名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第69号	水道週間PRイベント会場設営等委託	秋田市庁舎ペラング、秋田駅前アゴラ広場および仲小路	平成23年6月8日	3に記載

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年5月10日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- 契約予定日 平成23年5月12日(木)
- 注 意 事 項
 - (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
 - (2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 秋田県内においてイベントの開催もしくは、イベント会場の設営業務等の元請実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全である

と認められる者でないこと。

(6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年4月26日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

(ア) 入札参加申込書（様式1（省略））

(イ) 実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

(ア) 入札参加申込書（様式1（省略））

(イ) 実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し

(ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年4月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手する

こと。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年4月15日(金)から同年5月9日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成23年4月28日(休)午後一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成23年4月15日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物件番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限	入 札 参 加 要 件
第1号	新品メーター購入 (13mm～100mm)	秋田市上下水道局資材倉庫	平成23年6月30日	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年5月10日(火) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約予定日 平成23年5月12日(休)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上

あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。

(2) 過去に地方自治体に対し、新品水道メーターの納入実績があること。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年4月26日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

(ア) 入札参加申込書（様式1（省略））

- (イ) 実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し
- イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
- (エ) 入札参加申込書（様式1（省略））
- (イ) 実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し
- (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として、3か月以内に発行されたものに限る。）
- (ロ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年4月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年4月15日(金)から同年5月9日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項
(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成23年4月28日(木)午後一般競争入札参加資格証を交付する。
- 7 その他
(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年4月22日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第3号	秋田市型マンホール蓋（枠付き）購入	秋田市榎山登町12番43号 （秋田市下水道川口汚水中継ポンプ場内指定場所）	平成23年7月22日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年5月17日(火) 午前11時30分
- 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成23年5月20日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年5月10日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という（様式1）。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年4月22日(金)から同年5月10日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場

合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 5月13日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年 4月22日(金)から同年 5月16日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9時から午後 5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託業務名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第71号	浄水場・配水場草刈業務委託	浄水場、配水場等施設	契約日から平成23年10月31日まで	造園工事A級（基本的要件については、別に記載）
第72号	送配水管路敷地草刈業務委託	仁井田新中島地内 他	契約日から平成23年11月25日まで	造園工事A級（基本的要件については、別に記載）
第73号	下水道敷地草刈業務委託	草生津川左岸 1号幹線敷地 他	契約日から平成23年10月14日まで	造園工事B級（基本的要件については、別に記載）
第74号	秋田市上下水道局敷地内樹木育成管理業務委託	秋田市上下水道局敷地内	契約日から平成24年 3月31日まで	造園工事B級（基本的要件については、別に記載）
第75号	八橋下水道終末処理場 樹木・芝生保守管理業務委託	八橋下水道終末処理場敷地内	契約日から平成24年 3月26日まで	造園工事B級（基本的要件については、別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「造園工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市総務部契約課から造園工事のA級又はB級に等級格付けされている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の 4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年 5月17日(火)

- 委託第71号 午前10時15分
- 委託第72号 午前10時30分
- 委託第73号 午前10時45分
- 委託第74号 午前11時00分
- 委託第75号 午前11時15分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成23年 4月22日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年 5月20日(金)

- 注 意 事 項
- (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の 6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1回に限り行う。
 - (5) 落札者となるべき同価格の入札者が 2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 5月10日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年 4月22日(金)から同年 5月10日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9時から午後 5時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知す

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第 2 号	超純水製造装置購入	秋田市上下水道局 浄水課 水質管理室機器分析室 (秋田市豊岩豊巻字上野164番地)	平成23年 8月31日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年 5月17日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年 5月20日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入

- る。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 5月13日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
(1) 閲覧期間は、平成23年 4月22日(金)から同年 5月16日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9時から午後 5時までとする。
(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書は、返却しない。
(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年 4月22日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

札を 1 回に限り行う。

- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 5月10日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年 4月22日(金)から同年 5月10日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9時から午後 5時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知す

- る。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年5月13日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成23年4月22日(金)から同年5月16日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 購入仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年4月22日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
単 価 第 29 号	平成23年度被服単価契約 安全靴購入	秋田市上下水道局	契約日から平成24年3月31日まで
単 価 第 30 号	平成23年度被服単価契約 作業服(上)購入		
単 価 第 31 号	平成23年度被服単価契約 作業服(下)購入		
単 価 第 32 号	平成23年度被服単価契約 ツータックラットズボン購入		
単 価 第 33 号	平成23年度被服単価契約 長袖シャツ購入		
単 価 第 34 号	平成23年度被服単価契約 作業帽購入		
単 価 第 35 号	平成23年度被服単価契約 半袖シャツ購入		
単 価 第 36 号	平成23年度被服単価契約 夏用作業ズボン購入		
単 価 第 37 号	平成23年度被服単価契約 事務服(ジャケット)購入		
単 価 第 38 号	平成23年度被服単価契約 事務服(ベスト)購入		
単 価 第 39 号	平成23年度被服単価契約 事務服(スカート)購入		
単 価 第 40 号	平成23年度被服単価契約 夏衣(上衣)購入		
単 価 第 41 号	平成23年度被服単価契約 夏衣(スカート)購入		

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

入札の日時 平成23年5月16日(月)

単価第29号 午後1時30分

単価第30号 午後1時35分

単価第31号 午後1時40分

単価第32号 午後1時45分

単価第33号 午後1時50分

単価第34号 午後1時55分

単価第35号 午後2時00分

単価第36号 午後2時05分

2 入札に関する事項

単価第37号 午後2時10分
 単価第38号 午後2時15分
 単価第39号 午後2時20分
 単価第40号 午後2時25分
 単価第41号 午後2時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館 二階会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年5月18日(水)

入札金額 入札書には、1着、1本、1足および1個当たりの価格を記載すること。

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年5月10日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という（様式1）。）を提出すること。

(2) 申込書の提出
 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付
 申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年4月22日(金)から同年5月10日(火)まで

の土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年5月13日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年4月22日(金)から同年5月13日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成23年4月22日
 秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委 託 名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第76号	漏水調査業務委託	秋田地区・河辺地区20ブロック	平成23年11月30日	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年5月17日(火) 午後2時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約予定日 平成23年5月20日(金)

注 意 事 項 (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価

格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、漏水調査の業務実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- (7) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年5月10日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
 - ア 秋田市登録業者（総務部契約課）
 - (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
 - (イ) 実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し
 - イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
 - (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
 - (イ) 実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し
 - (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年4月22日(金)から同年5月10日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年4月22日(金)から同年5月16日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成23年5月13日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年4月28日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第3号 新屋日吉町地内仕切弁取替修繕	新屋日吉町地内	平成23年7月22日	水道施設工事B級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市総務部契約課から水道施設工事のB級に等級格付けされている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ

ると認められる者でないこと。

- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年5月24日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免 除

契 約 日 平成23年5月26日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年5月17日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
- イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式2(省略)および資格者証の写し)
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年4月28日(木)から同年5月17日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年5月20日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年4月28日(木)午後から同年5月23日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

土地開発公社公告

秋市土開公告第2号

平成23年5月17日午前10時秋田市役所会議応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成23年4月25日

秋田市土地開発公社

理事長 鎌 田 潔

議案案件

議案第1号 平成22年度秋田市土地開発公社決算認定の件

